

平成21年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成21年9月9日（水曜日）

議事日程第1号

平成21年9月9日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第95号 八峰町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第96号 八峰町出張所設置条例を廃止する条例制定について
- 第6 議案第97号 八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第98号 八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 発議第5号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第99号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第100号 能代山本広域青少年の家管理運営条例の廃止について
- 第11 議案第101号 能代山本広域野球場管理運営条例の廃止について
- 第12 議案第102号 八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第103号 八峰町野生動植物等の保護条例制定について
- 第14 議案第104号 能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場に係る事務の委託の廃止について
- 第15 議案第105号 能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第16 議案第106号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第107号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第8号）
- 第18 議案第108号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

- 第 1 9 議案第 1 0 9 号 平成 2 1 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 第 2 0 議案第 1 1 0 号 平成 2 1 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1 議案第 1 1 1 号 平成 2 1 年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2  
号)
- 第 2 2 議案第 1 1 2 号 平成 2 1 年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 2 3 議案第 1 1 3 号 平成 2 1 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 2 4 発議第 6 号 決算特別委員会の設置について
- 第 2 5 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 2 6 議案第 1 1 4 号 平成 2 0 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 議案第 1 1 5 号 平成 2 0 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 第 2 8 議案第 1 1 6 号 平成 2 0 年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 2 9 議案第 1 1 7 号 平成 2 0 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 第 3 0 議案第 1 1 8 号 平成 2 0 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 3 1 議案第 1 1 9 号 平成 2 0 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 2 議案第 1 2 0 号 平成 2 0 年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 3 議案第 1 2 1 号 平成 2 0 年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 4 議案第 1 2 2 号 平成 2 0 年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 3 5 議案第 1 2 3 号 平成 2 0 年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

第36 議案第124号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第37 議案第125号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第38 議案第126号 平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤進
総務課長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	金平嘉孝
企画財政課長	米森昭一	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
学校教育課長	辻正英	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成21年9月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。

ご報告申し上げます。

議長の諮問に応じ、去る9月3日、阿部議長同席のもと、委員全員が出席し、議会運営委員会を開催しました。

平成21年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から9月17日までの9日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしている日割表及び議事日程表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させてい

ただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、9月4日開催の議会全員協議会に説明しました「内荒巻コミュニティセンター」の建設費の追加補正の件についてであります。冒頭、議長から説明がありましており、一般会計補正予算（第8号）のうち自治振興費に計上した関係予算を取り下げ、もう一度、内荒巻自治会に新たな用地を確保するよう働きかけることとし、用地の目処がつき次第、再度議会にご提案したいと思っております。

本件については、議員の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたが、事業推進に對してご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、7月12日に起きた福祉保健課係長による酒気帯び運転事故についてであります。町として事実関係の調査を行った上、処分基準に従い、関係職員を9月1日付けで、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに八峰町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により懲戒免職といたしました。

飲酒運転の撲滅は交通安全運動の最重要課題でもあり、今回の事故は、町民の信頼を裏切り公務員としてふさわしくない行為であることから、厳しい処置に至ったことをご報告いたします。

町民の皆様におわび申し上げますと共に、二度とこのようなことを起こさないよう職員指導を徹底し、交通安全運動の推進に力を尽くしてまいります。

次に、新庁舎の完成引き渡しが8月7日の検査を経て、10日に行われました。

残る外構工事についても9月13日の落成式前の完成に向けて進められており、9月19日からの5連休に引っ越し作業を行い、9月24日から業務を開始いたします。

この新庁舎での供用開始によって変更される業務内容等については、去る9月1日に行政協力員会議を開催して説明し、ご理解をいただいたところでありますが、これとは別に広報で周知を図るほか、この後、発行予定の「くらしの便利帳」でもサービス内容

を掲載いたします。

次に、8月30日執行の衆議院議員総選挙についてであります。

峰浜地区の投票所を8カ所から5カ所に変更してから初の選挙となりましたが、ほとんどトラブルもなく、投票率は前回より5.16%も高い76.86%という結果になりました。期日前投票についても、これまでで最高の25%となり、制度の理解が浸透してきたものと思っております。

全国防犯協会からの青色回転灯のついた防犯パトロール車の寄贈を受けて、八峰町安全パトロール隊が結成され、9月7日に出発式が行われました。関係方面のご協力を得て地域でのパトロール活動が実施されることから、子供の安全確保や一層の安心・安全のまちづくりに役立つものと期待しております。

次に、平成20年度からの繰越事業である定額給付金事業の状況について申し上げます。

本事業の実施期間は10月30日となっておりますが、申請期限については今月24日までとなっております間もなく終了いたします。

ほとんどの方は申請済みですが、若干の方が未申請となっております。個別訪問の実施や親戚・隣近所からの情報を頼りに居所確認に努めたところですが、9人の方が未申請となっております。その内訳ですが、連絡は取れたものの申請していない方が4人、居所不明等で連絡が取れない方が5人となっております。

次に、「環境にやさしい住まいづくり応援事業」の進捗状況と追加実施について申し上げます。

本事業は、経済対策臨時交付金を活用して7月13日から募集を開始したところですが、予想を上回るスピードで事業申請があり、8月末には申請額が予算をオーバーする状態になっております。

今後さらに実施要望が見込まれることや、臨時交付金事業では計画変更ができないこともあり、普通交付税の「地域雇用創出推進費」を財源として設置した「雇用創出基金」を活用して町単事業として追加実施するため、関連予算を今定例会に提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、自治体財政健全化法に基づき、昨年度から議会への報告並びに住民への公表を行うことになった健全化判断基準比率等について申し上げます。

このたびは各市町村課の検収並びに町監査委員の審査を終了したことから、今定例会に監査委員の意見書を付して報告したところであります。

平成20年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標とも、前年度に引き続き健全域の範囲内となっております。

なお、公表については9月末に速報値を、11月末には確定値を総務省より公表される予定となっておりますが、町においても広報・ホームページなどで公表いたします。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式は8月18日、峰栄館において執り行われました。式典には、遺族をはじめ来賓の方々など68名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者の英霊に哀悼の意を表すると共に、戦後64年を過ぎ、戦後生まれの世代が人口の4分の3を超えるなど戦争体験者が少なくなる中、悲惨な戦争の教訓を風化させることなく次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たにいたしましたところ です。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを目前にした7月11日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。前日まで荒れ模様の天候でしたが、当日は回復し、町民の皆さんや町内建設業者の従業員ボランティアなど、たくさんの方々が一斉清掃に参加していただき、心から感謝を申し上げます。

集められたごみは、プラスチック類・ロープ類などの可燃ごみが約2,860キログラム、ビン・缶類、鉄くずなどの不燃ごみが約280キログラムとなっており、昨年と比べると、燃えるごみ・燃えないごみとも大幅に減少しております。ごみの多くは漂着したものです。中にはタイヤやテレビなど不法に投棄されたものがありますので、今後もマナーの向上を啓蒙してまいります。

なお、9月19日から10月18日までの1カ月間は、例年どおり秋季大掃除実施期間となっておりますので、各自治会におかれましては地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、古希を迎えた方が115名、傘寿の方が164名、米寿の方が62名となっております。また、結婚後50年を迎えた金婚夫婦も62組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げますと共に今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。

9月6日、峰栄館において開催された敬老式には、対象者のうち初養老46名を含め148名が出席し、互いの近況を語り合うなど、なごやかな雰囲気の中で行われました。

式典終了後のアトラクションでは、琴修会の皆さんによる大正琴の演奏や竹仙会と能代清絃会による尺八と琴の合奏、そして、若菜会の皆さんによる踊りが披露され、参加者が尺八と琴の合奏に合わせ「北国の春」を合唱したり、飛び入りで自慢の喉を披露する方など、楽しい1日を過ごしていただいたところです。

次に、新型インフルエンザ対応についてですが、4月26日に新型インフルエンザ発生の報道がなされて以来、町としても新型インフルエンザ対策本部を設置しながら国や県からの情報把握に努めると共に、新型インフルエンザの特徴や予防方法などについて町民の皆様にお知らせしてきたところです。

今回の新型インフルエンザは、当初心配されていた強毒性でなく季節性インフルエンザと類似し弱毒性と言われておりますが、国内でも発症患者で基礎疾患を持っている方の死亡例が報告されており、専門家が予想していた夏場における小康期にもかかわらず全国的に感染が拡大・流行していることから、これから流行時期を迎える季節性インフルエンザへの対応と共に備えを怠ってはならないものと考えております。

町では、八峰町新型インフルエンザ対策行動計画「第1版」を策定すると共に、能代山本管内での発生を受け、速乾性の手指消毒薬などの備蓄品を町内公共施設に配付し、感染予防に努めております。

また、感染拡大に伴い新型インフルエンザの医療体制が、これまでの「感染症指定医療機関」から「登録医療機関」へ変更となったことから、これらの情報に加え、国・県などからの情報収集に努め、町民の皆様には適切な情報を提供してまいります。

次に、水稻の作柄概況について申し上げます。

8月15日現在の作柄概況によりますと、秋田県は7月後半以降に日照不足が続いたものの、気温が平年並みに推移したため、県全体の作柄は「平年並み」となっているとしております。

県北は、5月中旬の強風で田植え直後の活着が悪く初期生育に影響し、穂数はやや少ないが、出穂期以降の気温が概ね平年並みに経過したことなどから登熟が平年並みとなり、作柄は「平年並み」と見込まれております。

圃場によって登熟にバラツキが見られるため、県、農協と連携して適期刈り取りなどの指導に努めてまいります。

次に、需要即応型水田農業確立推進事業について申し上げます。

国では平成21年度補正予算に盛り込んだ水田フル活用への追加支援で、需要促進型農



業確立推進事業を実施することになりました。

この事業は、産地確立交付金や水田等有効活用促進交付金にさらにプラスして交付される事業で、今年度限りの事業です。

八峰町地域水田農業推進協議会では、9月7日、臨時総会を開催し、この事業に取り組むことを確認し、地域水田農業ビジョンと産地確立計画書の一部を修正しました。

助成対象者は、協議会が策定する活動計画に基づき対象作物の生産・活動を行う農業者で、生産調整実施者です。対象作物は、地域水田農業ビジョンに位置づけられている大豆、ソバ、キャベツ、ネギ、ミョウガ、シシトウ、トマト、ミニトマト、加工用米で、協議会が活動計画を策定している作物で、①生産者と実需者とのマッチング対策、②物流効率化対策、③品質向上対策、④環境・安全対策の4つのメニューがあり、取り組み1メニュー、10アール当たり5,000円、最大3メニューで10アール当たり1万5,000円が上限で、対象農家が全メニューに取り組んだ場合の八峰町の交付額は約5,200万円と見込まれます。

協議会事務局では対象となる農家に個別に通知すると共に、9月16日に説明会を開催して、この制度を周知することとしています。

次に、菜種の試験栽培について申し上げます。

「菜の花プロジェクト」の一環として昨年11戸の農家から賛同をいただき、3.9ヘクタールの展示圃を設置し、菜種の試験栽培に取り組みました。

昨年秋に種を播き、越冬した菜種は順調に生育し、5月には各展示圃とも黄色い花を咲かせましたが、水はけが悪い2カ所の展示圃で根腐れが発生し収穫できませんでした。ほかの9カ所の展示圃は順調に生育し、7月7日から汎用コンバインで収穫作業を行い、7月17日に終了しました。

展示圃の刈り取り面積は3.2ヘクタールで、収穫量は4,503キログラム、10アール当たり平均収穫量は140キログラムで、目標収穫量を100キログラム上回りました。ただ、10アール当たり収穫量は圃場によってバラツキが見られ、87キログラムから199キログラムでした。今後2年間、試験栽培を継続し、土壌条件や連作障害、刈り取り適期などを検証することとしています。

展示圃と一般圃場から収穫した菜種のうち、5.2トンは今後、小坂町の搾油施設で搾油・精油して八峰町産の食用菜種油として商品化し、産直施設等で販売することとしています。

次に、猿害対策について申し上げます。

昭和63年に岩館地区で猿による農作物被害が確認されてから、農家やボランティアによる追い上げや電気柵の設置などの対策を講じてきましたが、数年前から峰浜地区にも被害が拡大しました。今年は埴川地区でハウス栽培のメロンやトマトまで荒らされ、被害は年々深刻になっております。

今年度の捕獲頭数は、9月7日現在、檻による捕獲が19頭、銃器による捕殺が22頭の合わせて41頭で、前年度同期の捕獲頭数より11頭増えております。

今年度の猿害対策の取り組みについては、昨年までは檻により捕獲した猿は奥山に放していましたが、炭酸ガスによる安楽死装置を導入して処理しております。電気柵は3キロ分を購入して、峰浜地区3カ所に7月から設置作業に入り、今月中に設置完了する予定であります。

町猿被害者の会では、8月27日、大久保岱生活改善センターで八峰町在住の獣医師今井康仁氏を講師に招き、「八森地区の猿の生態や猿害対策」について講演会を開催したほか、猿の一斉追い上げを八森地区で7月18日に、峰浜地区で9月5日に実施しました。また、猟友会の協力をいただき、花火弾による追い上げを八森地区で1回、峰浜地区で3回実施しました。盆過ぎから猿の活動はさらに活発になり、稲や野菜の被害が広がっており、今後も檻による捕獲や銃による捕殺など猿害対策を一層強化してまいります。

次に、7月の豪雨災害についてご報告いたします。

最初に、農作物の被害状況ですが、7月9日・10日の豪雨により水田冠水は3.4ヘクタールでしたが、冠水時間が短かったため水稲に被害はありませんでした。

7月18・19日の豪雨による水田冠水は122ヘクタールでしたが、水稲に大きな被害はありませんでした。しかし、大豆の冠水・浸水が12ヘクタールで被害額が59万円、水田土砂流入が1ヘクタールで水稲の被害額が141万円、農作物の合計被害額は200万円でした。

町では、7月24日に稲作技術情報「あぜ道」を全戸配付し、冠水後の対策を呼びかけました。

次に、農地・農業用施設の被害状況ですが、7月9日・10日の豪雨により、畑谷地区の頭首工の護岸が崩落し、被害額は約600万円。7月18・19日の豪雨により、岩子地区の水路法面が2カ所で崩落し、被害額は約1,000万円。この2件を農地・農業用施設災害復旧事業に採択してもらうため県に申請しました。10月に災害査定を受け事業費が確

定した後、補正予算を計上する予定です。

このほか、今年度創設した町単農業農村整備事業による農地や水路などの災害復旧事業に事業費で957万円、10件の申請があり、町で半額補助する予定です。この町単農業農村整備事業について広報お知らせ版に掲載し、今年度2回目の事業申請を募集したところ、さきに述べた災害復旧事業費を含め事業費で12件、1,242万円の申込みがありました。今年度の事業申請額は16件、計1,887万円となり、町の補助金が313万円不足となることから今議会に補正計上しましたので、よろしく願いいたします。

次に、林業施設災害について申し上げます。

8月12日開催の議会全員協議会でもご説明しておりますが、7月18日から19日に発生した豪雨による林業施設の災害は林道で26路線に及んでおり、その他作業道においても数箇所法面崩壊などが発生しており、その復旧事業費は林道、作業道合わせて約7,200万円になるものと考えております。

大半の林道については既に復旧作業を終えておりますが、補助採択予定の林道池ノ台線、母谷山線、峰浜線及び米代線については、9月に実施予定の災害査定後に着手することとしており、単独事業の作業道復旧事業と合わせて本定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公共土木施設災害復旧事業について申し上げます。

今週7日から11日までの日程で国土交通省の現地及び事務査定が行われており、補助災害復旧で申請している河川13カ所、道路3カ所の復旧範囲やその工種について審査を受けております。この災害復旧事業の予算に関しては災害査定による事務事業の確定により補正計上いたしますが、工事は農繁期などに配慮しながら1日も早い復旧を目指してまいります。

次に、夏季の観光客入り込み状況について申し上げます。

はじめに、海水浴客の入り込み状況であります。先月10日、仙台管区気象台は「東北6県は梅雨明けと判断できる時期がないまま、秋への移行期に入った」と発表しましたが、本町においても7月から8月にかけてぐずついた天気が続いたことなどが影響し、この夏の海水浴客は前年を4,000人下回る5万1,000人程度にとどまっております。

また、御所の台オートキャンプ場の利用者も3,169人と、前年を268人下回っております。

ハタハタ館の4月から8月末現在の入浴者数は6万6,123人で、前年と比較すると

3,178人、率にして4.6%減少しており、収入面でも入浴料、自販機売り上げなどで落ち込みが見られますが、宴会、仕出し、売店部門などが好調なことから、売上合計は前年度を上回り順調に推移しております。

今後とも、より一層の経営の合理化と来訪者に喜ばれるサービスを提供し、町内観光の拠点施設としての役割を果たすよう指導してまいりたいと考えております。

次に、株式会社ポンポコ山の解散と残余財産の処分について申し上げます。

株式会社ポンポコ山は、平成9年に旧峰浜村から委託を受けて行う入浴休憩施設、宿泊施設、公園等の管理運営を主な目的に設立された第三セクターであります。ふるさと交流センターの老朽化などに伴う入浴部門やレストラン部門の廃止などにより売上げが大きく落ち込み、町からの施設管理委託料に依存する体質が長く続いておりました。

このような中、去る5月15日、あきた白神体験センターにおいて第12回定時株主総会が開催され、平成21年5月15日付けで株式会社ポンポコ山を解散することが決定されました。また、残余財産の処分については、一般株主分については額面どおりの出資額200万円を分配することとし、残金を町に返還することが決定されました。

清算手続きについてであります。7月21日付けで株式会社清算終了の登記申請が行われ、7月29日付けで閉鎖されました。

なお、残余財産の町分については、その他売払収入として1,671万4,881円を予算計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第3回全国学力テストの結果についてご報告いたします。

去る4月21日に実施された全国学力・学習状況調査の結果が8月27日に文部科学省から公表されました。秋田県の小学6年生は国語と算数全4科目中3科目で、中学3年生は国語2科目で全国1位となり、数学2科目も3位の好成績で、3年連続で全国トップクラスの成績を収めました。

このような中で、我が八峰町の児童・生徒は今年もまた、その秋田県の平均を上回る成績を収めることができました。好成績の背景には、望ましい生活習慣や学習習慣が身につけていることと、教育現場における学力向上への取り組みと、家庭や地域が子供たちを応援し、教育環境を暖かく見守ってくださることが学力の底上げに繋がっているのではないかと考えております。

今後とも学校、家庭、地域の連携を強めながら町の財産である教育的土壌を大切に、「教育立町八峰町」を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよ

ろしくお願いいたします。

次に、能代山本広域圏組合の市町村施設の譲渡について申し上げます。

能代山本広域市町村圏組合では、平成20年2月の理事会において広域圏で運営する施設について見直しをすることとし、基本的に各施設が所在する構成町へ無償譲渡することに取り決めしております。

八峰町の対象施設は「広域青少年の家」並びに「広域峰浜野球場」の2施設であります。当該の方針を受けて、事務の委託に関する規約並びに関連条例の廃止について今議会に上程しましたので、何とぞご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

「青少年の家」は普通財産として所管替えした後、解体などを検討し、「広域峰浜野球場」については、正式に無償譲渡された後、新たな条例を設置し運営してまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解願いたいと思います。

また、同球場に関しては、今年度の国の経済対策臨時交付金事業で改修工事を実施することといたしました。工事概要は、球場内野の硬化した土の入れ替えと暗渠排水工事が主なものです。契約権者は広域圏組合であり、事務決裁は同組合の様式に則しますが、一連の実務の執行については、これまで管理運営を委託されている経緯から、教育委員会生涯学習課職員3名が広域圏組合から8月11日付けで併任発令を受けて担当することといたしましたので、ご報告申し上げます。

既に設計・監理業務は8月19日に業者が決定し、工事入札は10月上旬、完成は来年3月下旬の予定となっております。

次に、成人式について申し上げます。

8月14日、峰浜地区文化交流センターで開催されました。今年の対象者は、平成元年4月2日から平成2年4月1日生まれで、峰浜地区51名、八森地区43名、計94名で、うち出席者は83名でした。

式典終了後は、峰神太鼓の披露や記念写真の撮影、峰浜・八森両中学校でホームルームが行われ、恩師を囲みお互いに懐かしい思い出を語り合ったと伺っております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要について説明いたします。

議案第95号、八峰町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例制定については、庁舎の移転に伴い役場の位置を変えるために改正するものであります。

議案第96号、八峰町出張所設置条例を廃止する条例制定については、新庁舎を中心とした組織構成にするため、埴川出張所を廃止するためのものであります。

議案第97号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定については、新庁舎にも掲示場を置くことから、全体を見直しして旧町村当たり1カ所とするものであります。

議案第98号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定については、新庁舎での業務開始に合わせて町の組織機構を改め、新庁舎1カ所体制とするものであります。

議案第99号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い改正するもので、出産育児一時金の額を現行より4万円引き上げて39万円とするものであります。

議案第100号、能代山本広域青少年の家管理運営条例の廃止については、青少年の家の広域圏組合からの受託による管理を廃止するというものであります。

議案第101号、能代山本広域野球場管理運営条例の廃止についても、前議案と同様のものであります。

議案第102号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定については、埴川健康センターの施設が埴川出張所の廃止によって町営診療所埴川分院のみとなるものであります。

議案第103号、八峰町野生動植物等の保護条例制定については、町の野生動植物の保護と地域資源の保全を図るためのものであります。

議案第104号、能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場に係る事務の委託の廃止については、広域圏組合と当町との間で結んでいる青少年の家と広域峰浜野球場の事務の委託を廃止するものであります。

議案第105号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、当町にある広域の施設である青少年の家と広域峰浜野球場を当町に譲与することについてのものであります。

議案第106号、工事請負変更契約の締結については、沢目浄化センター増設工事のうち機械設備工事で、ブロワ室からの空気の施工延長の変更と流出ピットの開口蓋の材質変更による契約金額の変更によるものであります。

議案第107号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、補正額を1億3,599万3,000円として、歳入歳出予算の総額を64億7,006万4,000円とするもので、主なものとしては、経済危機臨時交付金事業のうち環境にやさしい住まいづくり応援事業補助金の追加、新庁舎車庫の建設工事、子育て応援特別手当、町単農業農村施設整備事業費補助金の追加、新庁舎への移転に伴う誘導看板設置費、災害復旧費、ポンポコ山株式会社

解散に伴う残余財産処分などであります。

議案第108号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、補正額を74万1,000円として、歳入歳出予算の総額を10億5,309万7,000円とするもので、主なものとしては出産育児一時金の追加となっております。

議案第109号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、補正額を900万1,000円として、歳入歳出予算の総額を8億4,953万3,000円とするもので、補正の内容としては一般会計への繰出金となっております。

議案第110号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正額を18万7,000円として、歳入歳出予算の総額を570万5,000円とするもので、補正の内容としては土地貸付収入と土地売払収入の受け払い処理となっております。

議案第111号、平成21年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、補正額を25万5,000円として、歳入歳出予算の総額を3億3,925万6,000円とするもので、主なものとしては峰浜地区施設のテレメーター設備の更新手続きに係るものであります。

議案第112号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、補正額を232万5,000円として、歳入歳出予算の総額を4億2,753万5,000円とするもので、主なものとしては沢目浄化センター増設工事の追加によるものであります。

議案第113号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、補正額を376万2,000円として、歳入歳出予算の総額を4,206万4,000円とするもので、補正の内容としては岩館漁港基盤整備事業の補償受託事業の計上であります。

議案第114号、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成20年度一般会計決算を認定いただくものであります。

議案第115号から議案第126号までの各案件は、平成20年度各特別会計決算を認定いただくものであります。

議案第127号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、管理委員の小林氏が任期満了となることから、引き続き管理委員としてお願いするものであります。

以上、9月議会定例会でご審議いただく案件は33議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第95号、八峰町役場の位置に関する条例の一部を

改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。それでは、議案第95号についてご説明いたします。

八峰町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例制定であります。

八峰町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法第4条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

裏の方をご覧ください。

この改正する条例の内容ですが、第1条の中に役場の位置があるんですが、今回の新庁舎の移転によって「八森字中浜63番地」、これが新庁舎の住所が「八峰町峰浜目名潟字目長田118番地」に改めるというものであります。

なお、第2条については、今まで2庁舎方式になっていましたので、この項目が削除されます。

附則として、この条例は21年9月24日から施行するという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第95号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第96号、八峰町出張所設置条例を廃止する条例制定についてを議題と



します。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第96号についてご説明いたします。

八峰町出張所設置条例を廃止する条例制定についてであります。

八峰町出張所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法第4条及び第155条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページにありますとおり条例の概要です。

今回の新庁舎移転に伴って組織機構等を改めるということで、埴川出張所、これを廃止するという内容でございます。

附則として、この条例は平成21年9月24日から施行する、そういう内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第97号、八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第97号についてご説明いたします。

八峰町公告式条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法第16条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

条例の改正内容ですけれども、次のページにありますとおり、別表部分、第2条関係の部分で、これまでは6カ所ございました。旧町村単位で3カ所ずつありましたけれども、これを下のように変えるという内容ですが、新庁舎ができますことによりまして新庁舎に1カ所、住所はそこにありますとおり峰浜目名潟字目長田118番地、ここが1カ所です。それから旧町村あたり、今度は1カ所ずつということで、現在の八森庁舎の方にある中浜掲示場、八森字中浜63番地、それから峰浜地区の方は現在の峰栄館の方にあります。これをそのまま生かして田中掲示場ということで、峰浜田中字野田沢20番地の1ということで、3カ所に町の告示場所を変えるという内容でございます。

これも同じく新庁舎の供用にあわせて21年9月24日から施行する、そういう内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第97号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第98号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第98号についてご説明いたします。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方自治法第158条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページから簡単に説明いたします。

条例の改正点ですけれども、今回の9月24日から供用される新庁舎への移転の関係で、これまで峰浜庁舎の方の総務部門を務めていました峰浜町民サービス課、これが新庁舎の中の総務部門に合体されます。それから先ほどの埴川出張所の廃止がございましたので、その2カ所について廃止になった部分でございますので、書いてる条文は「峰浜町民サービス課」を削除し、それから先ほどの話のとおり最後の11番に書いている「埴川出張所」がなくなる、そういう内容でございます。

附則は、この条例も同じく平成21年9月24日から施行するという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） ちょっとお尋ねいたします。

峰浜の町民サービス課が新庁舎開設に伴ってなくなる、埴川出張所がなくなるということですから当然だと思うんですが、ワンストップサービスの業務開始が10月1日からということですので、その間、何日か埴川出張所のサービス課を利用している住民が不便を感じるということになるわけですが、その間の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今、議員からのご質問の内容は、9月24日から新庁舎の方で業務を開始するわけですが、ワンストップサービスが町内5カ所の郵便局、それから2カ所の農協支店で行うわけですが、この間に、10月1日からということですので1週間ほどの誤差があるわけで、その間どうするかという内容ですが、新庁舎の方で全てこの間、対応されます。ということで、その間の埴川出張所を利用された方々のご不便があ

るかと思えますけども、新庁舎の方にその間おいでいただくといった形になりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第5号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議会事務局長に説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第7号

平成21年9月9日

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定によって提出いたします。

提案の理由でございますが、先ほどの議案第98号、八峰町課設置条例の一部を改正する条例制定について、これが可決されたことに伴いまして、総務常任委員会の所管事項

となっております「町民サービス課」及び「埴川出張所」の文言を削除するものでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、第2条第1号中、「町民サービス課、埴川出張所」を削るということでございまして、この条例につきましては新しい新庁舎が業務を開始する21年の9月24日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第99号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第99号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけれども、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴って、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるように本町の条例においても改正するものです。

次のページ、裏をご覧くださいと思います。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、次のように改正するとなっております。

それで附則に次の1項を加えるということで、改正内容としては、出産育児一時金について平成21年10月1日から平成23年3月31日までの期間ですけれども、現行の35万円を4万円引き上げ39万円とするものです。

なお、産科医療制度の分娩機関ですね、医療分娩機関において出産した場合は3万円が加算となりますので、現行38万円が42万円となると、そういう内容です。

附則で、この条例は平成21年10月1日から施行すると、そういうものです。

よろしく申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- 1番（松岡清悦君） 今回のこの改正ですが、出産に係る支援をする。大変いいことだと思うわけですし、国でもそういう方向で進んでいるということなんですが、この期限ですね平成23年の3月31日まで。じゃあこの後は応援しないのかという取られ方、当然これはあるわけで、もちろん国が今回の選挙によって大きく変わるので、こうしたことは続くだろうとは思いますが、町の条例ですね、町長、万が一ですね、これが期限切れるようなことがあった場合に、いや、町単独でもこれは下げない、下げないというか廃止にならないように補助するとかの一言はないわけですか。町長にお伺いします。
- 町長（加藤和夫君） まず、国の方の時限立法になっておりますので、この間は、これは継続するわけですから、まず今のままでいって、このときになったときにどうするかというふうな判断になると思いますけども、ただ、今の政権の中でですね、この問題がどういうふうに変化するのかわからないので、もうこれ以上のものがですね出てくるのであれば、もうあえて継続する必要なくなるかもしれませんし、やっぱり状況を見定めながら、その期間までにかかってですね判断をしたいと思います。
- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。
- 14番（見上政子君） 今の現在の出産費用は実際どのくらいかかっているのか。窓口でどのように支払われるのか。自己負担があるのかどうなのか。そういうふうなことをちょっと、39万円になることによってどのようになるのか教えてもらいたいと思います。本人が一時立て替えということはないと思うんですが、その辺詳しく教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） そうですね、現在の費用がどのくらいになるのかということになりますと、個々で違うかと思えます。ですから一概に何というんですかね、出産の日にちとかですね何か話を聞きますと、日曜日に出産した場合とか夜間出産した場合によって何かいろいろ値段あるように伺っております。それでちょっと話を聞きました。私もちょっと言えないですけども、おおむね40万円前後じゃないかというふうなお話を伺ってますけれども、いずれ個々の何というんですかね、費用がどのくらいかはちょっと、一定のものというのはちょっと私では把握しておりません。

それから窓口負担の対応ですけども、これは現在、妊婦さんが一旦病院に払ってですね、それで、その後、窓口の方で返金する、支払うするという体制になっております。ただ、これにつきましては10月1日から直接ですね、本人の希望であればお医者さんの方に直接この39万円ですね支払うという、そういう制度が10月1日から始まります。ですから、窓口で本人が受領したいのか、あるいは病院に振り込んでほしいのか、その選択性になります。

それで3番目の自己負担がどうなるのかというお話でしたけれども、最初の答弁といえますかね、私の方でも確実に出産すれば幾らになるというふうな答えを持ってませんので、やっぱりその人によって費用負担、自己負担といえますかね、超える部分が何といえますか、幅があるかと思えます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） これは大変大事なことだと思います。子供1人産むのに個人負担がどのくらいかかって、それで出産するのにどれくらいのお金が、それによって、かかるかによってやっぱり子供を産む計画というのが立てられると思いますので、10月1日から相殺制で個人の立て替えがないということはいいいことなんですけども、やっぱり福祉課としてそこら辺はしっかり子育て支援、出産してもらおうということで、しっかり把握して、どのくらいかかるか保健婦さんと相談して課でもって調べてほしいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） はい、わかりました。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時10分より再開したいと思いますので、ご協力をお願いします。

午前11時04分 休 憩

.....  
午前11時13分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第100号、能代山本広域青少年の家管理運営条例の廃止についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長(齊藤英市郎君) 議案第100号、能代山本広域青少年の家管理運営条例の廃止について、ご説明申し上げます。

能代山本広域青少年の家管理運営条例を廃止する条例を次のように制定するものであります。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、能代山本広域青少年の家の能代山本広域市町村圏組合からの受託による管理を廃止しようとするものでございます。

次のページをご覧願いたいと思います。

能代山本広域青少年の家管理運営条例を廃止する条例。

能代山本広域青少年の家管理運営条例は廃止する。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。



経過につきましては先ほど町長の行政報告で述べましたとおりでございますので、割愛したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） これはまず広域からこっちに無償譲渡ということで、まずそうすれば町の方でこれ壊さなきゃいけないわけですね。そうすれば、今まで全て大体お金は全部償還してきているはずですが、まず耐久年数が私二十何年かなと思ったら45年から7年あるんですね。だから壊すまでお金、その前に壊してしまえば国に補助金を返さなきゃいけないような状況になるのかね。そうすれば、もしくは返す、1,500万円か2,000万円ぐらい国から来てると思うんですよ。そうすればその前に、47年、あと十何年ぐらいあるのかな。そうすれば、そのときにどのような形になるのか。

それともう一つ、隣についでる、関連ですけれども老人の憩いの家、あれももうかなりのぼろぼろになってきて老朽化してますのでね、その関連とかってということについてちょっと答弁をお願いしたいんですが。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 石塚議員の質問にお答えします。

第1点目の国の補助金返還の件についてでございますが、これにつきましては昨年度から広域圏組合の事務局レベルで県の生涯学習課と鋭意協議、交渉してまいってきたと伺っております。結果、昨年、国の補助金の法律改正がありまして、縛りがかなり緩くなったというふうに伺っておりますので、補助金の返還は発生しないと伺っております。

それから2点目の隣接する老人憩いの家、これは旧名称でございますが、現在は青少年研修センターになっておりますが、これにつきましても、これは町の施設でございますので、今回の決定を受けまして今後検討していくと、いきたいと事務レベルでは考えております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、その耐久年数の前に壊しても補助金を返還しなくてもいいということを聞きましたが、やっぱりあの状況を見ますとね、もう中も外も倉庫以上にひ

どい状況ですので、万が一また豪雨、雨、風、嵐が来た場合にですね大変なまたことになると思うんですよ。だからいつごろ、今この条例を廃止するんですけども、町としては今後どのような時期にね、何年後にまずあそこを解体するんだという、そのようなことは話し合いをしているのかちょっとお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 青少年の家の今後の方向性ということでございましたけれども、先ほどの町長の行政報告のように今後検討するというところでございますので、現段階ではまだ具体的な日程、スケジュールは決定になってございません。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ちょっと補足しますけども、いずれ、これ昨年来いろいろと移管について広域で話をしてきましたけども、この青少年の家が結構ネックになってですね、今この補助金の返還問題が解決つかない段階で我々に移管されても困るということで、我々もそこにだいぶ時間をかけてきたんですけども、国の方もだいぶ条件が緩和されて、今度は見通しとして補助金返還は発生しない方向であれば我々も移管を受けますというふうなことなので、広域と県の関係の中で国との折衝をしながら補助金返還を発生させない立場で、しかも、そこに処分をしながら普通財産としてうちの方に移管するということなので、移管されないうち、うちの方でああするこうするとまだ言えない状況ですので、移管した後いろいろ皆さんにも相談をしながら、解体を含めたいろんな方向性を出していきたいと思っておりますので、ちょっともう少し時間を貸していただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この青少年の家は組合で廃止して譲与ということになっておりまして、それから野球場に関しては現状での譲与ということになっているんですけども、この違いという、組合で廃止しての譲与と現在での譲与、どのように違うのか教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 柴田議員の質問にお答えします。

基本的には、広域圏組合で運営する1市4町の昭和40年代で建てたものを各構成町村に無償譲渡するという方向性を受けて、今回まず条例、2本の条例制定と、後ほど105号で議案として出てきますが、今回は設備一式と関連する設備一式を八峰町の場合、無

償で譲渡を受けるという形になります。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 青少年の家は方向づけとして、今、あきた白神体験センターもできて、もう任務としてはある程度終わっているという意味合いから、多分これはもうあと町の判断に任せるといことなんですけども、峰浜野球場は今後も継続しながら、これは使用していくという方向なんで、そこら辺の違いがあるということです。

○議長（阿部栄悦君） 11番。

○11番（柴田正高君） いずれも県の許可が必要ということになってます、廃止するにも。県の許可はもう下りてるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ広域圏組合とやっているんで県の許可云々じゃなくて、広域の判断になりますが、いずれ今度の広域の議会に同じような案件が上げてその場で議決されれば、あとそれで通るといふうなことになると思います。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

.....  
午前11時25分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第101号、能代山本広域野球場管理運営条例の廃止についてを議題と

します。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

- 生涯学習課長（齊藤英市郎君） 議案第101号、能代山本広域野球場管理運営条例の廃止について、ご説明申し上げます。

能代山本広域野球場管理運営条例を廃止する条例を次のように制定するものでございます。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、能代山本広域野球場の能代山本広域市町村圏組合からの受託による管理を廃止しようとするものでございます。

次のページをご覧願いたいと思います。

能代山本広域野球場管理運営条例を廃止する条例。

能代山本広域野球場管理運営条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

前議案の青少年の家と同様の廃止条例ですので、よろしく願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第102号、八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第102号についてご説明いたします。

八峰町健康センター等施設条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町健康センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方自治法第4条及び第155条の規定により、埴川出張所を廃止することにより一部改正する条例を制定するものである。

次のページをご覧ください。

条例の内容ですけれども、この八峰町健康センターの条例の中には2つございまして、1つが八森保健センター、そしてもう一つの健康センターの中には埴川健康センターの2つが入っております。その第3条の中に、さらに埴川健康センターの中には埴川出張所と、それから八峰町当診療所の埴川分院、これの2つを入れていると、そういう説明になってましたけれども、埴川健康センターの方の中に入っている施設が埴川出張所が抜ける関係で、今度、埴川分院のみになる、こういう文面になります。

附則は、供用開始にあわせて平成21年9月24日から施行するという内容でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 少しお尋ねをいたします。

現在、埴川診療所として利用しているのは毎日でしたか、時間が限られてますよね。これからは、これを八峰町診療所埴川分院として利用するのであれば、まず病院として利用するその日数、時間が非常に少ないのではないかと思います。土曜日、日曜日、祭日は休みですよね。すごくスペースが広がるんですけども、その管理は全てこの診療所が、分院が行うのか。今まででしたら自殺予防でいろいろホールを使ったりいろいろあったんですけども、これを利用する場合は全て、利用するということができるのかどうかちょっとわからないんですけども、これを全て分院にすることでいろいろな支障が出てくるのではないかと思います。その辺考えていることをお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 1つ目のあれですけれども、診療所の方の分院ですが、これは

今までどおり形態的には変わっておりません。今後の診療所の開設、これは変わっておりません。埜川出張所の部分のみが今度抜けるわけで、そこは当然空き部屋となるわけですが、それ以外は従来どおり人はついてませんが自殺予防の対策にですね利用、あるいは子供方の子育てのですね利用、これはそのまま利用できます。それから鍵の管理については、今までどおり近くの方に、住民の方をお願いしていますので、休みでもですね、それは申し込みいただければ開ける状況にできると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 診療所は午後から利用するというので、子育て支援とかこういうふうなセンターとして利用するのは、今までは社協とか入ってる診療所の隣のはつらつ園でしたっけか、ありますよね。あそこがいろんな意味で子育て支援のセンターとかいろいろ利用してると思うんですけども、これもそういう範囲に入るってことになるんですか。今そのようなことを言われたと思うんですが。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） ちょっと名称をちょっと間違ってたかもしれないけども、実際使われている子育ての子供さんを連れた親御さんといいますか、そういう方々も利用してますので、そういう部類かなと思っています。

ただ、今までは埜川出張所が管理してましたんで、申し込みいただければその部屋をお貸しして、あるいは自殺予防の場合もですね、事前に保健師さん方が来てその会場をつくったりということになりましたけども、今後については、例えばそういう子供さんを連れて子供さんを遊ばせるとかというそういうケースについては、事前に申し込みいただければ鍵の所在をですね、近くの高木さんという方に預かってるんですけども、事前に開けてもらって冷暖房も整えてですね来るのを待って、管理を、終わってから鍵を閉めると、そういう状況になるかなと思っています。それから自殺予防等については、従来どおり保健師さん方が当然つくと思いますんで、それは自分方が鍵を持ってきて最後は締めていく、そういう形になるかと思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第103号、八峰町野生動植物等の保護条例制定についてを議題とします。1-39-46

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第103号、八峰町野生動植物等の保護条例制定について、ご説明いたします。

八峰町野生動植物等の保護条例を別紙のとおり制定する。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、本町では山菜等を商業目的で大量に採取する、主に県外からの入山者が毎年のように現れ、その対策が求められておりました。また、町内に生息または生育する貴重な動植物等も多く存在することから、それらの保護も課題となっております。このことから、これらの課題を解決するため、条例を制定するものであります。

次のページをお開き願います。

八峰町野生動物等の保護条例でございます。

第1条に目的がございます。この条例は、町の野生動植物及び群生山菜等の保護を行い、将来にわたる良好な自然環境と地域資源の保全を図ることを目的とするとしております。

第2条は用語でございます。

第3条に町の責務等をうたっております。

第4条、町長は、野生動植物等及び保全すべき区域を規則により指定するものとしております。

町民等の責務については、第5条に定めております。

第6条が財産権の尊重をうたっております。

第7条が捕獲等の禁止についてうたっております。

第8条が復元命令でありまして、第9条が過料をうたっております。

そして第10条が委任についてでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第104号、能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場に係る事務の委託の廃止についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 議案第104号、能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場に係る事務の委託の廃止について、ご説明いたします。

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、能代山本広域市町村圏組合と協議の上、平成22年3月31日をもって能代山本広域市町村圏組合と八峰町との間の能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場に係る事務の委託を廃止するものでございます。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、能代山本広域市町村圏組合と八峰町との間の能代山本広域青少年の家及び能代山本広域野球場の事務の委託を廃止しようとするものでございます。

先ほどの条例廃止と関連いたしまして、この事務の委託の規約も取り交わしております。



して、これについて廃止を上程するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第105号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

当局の説明を求めます。齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 議案第105号、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、ご説明いたします。

地方自治法第289条の規定により、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町の協議の上、定めるものでございます。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、能代山本広域市町村圏組合が共同処理する事務のうち、青少年の家、広域体育館及び広域野球場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務を廃止することに伴い、当該建物等の処分に関する関係市町の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

先ほどの「別紙」という文言の別紙案でございます。

八峰町関連部分を朗読してご説明いたします。

別紙、財産処分に関する協議書（案）。

地方自治法第289条の規定により、能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

1、藤里町、2、三種町は割愛させていただきます。

3、八峰町に譲渡する財産は次のとおりとする。

1、財産名、能代山本広域青少年の家998.444平方メートル及び附属施設、設備備品一式。

能代山本広域野球場「広域峰浜野球場」1万6,757.719平方メートル及び附属施設、設備備品一式。

所在地は割愛いたします。

以上、関連1市3町の連名によりまして9月末に広域議会で議決される予定になってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） ちょっとわからないのでお尋ねします。

広域で、今回の処分される施設はわかるんですが、広域で持ってる施設っていうか財産はどのくらいあったのか。確か能代市にもあったはずなんですが、今回この処分されるのは郡部で持っている4施設ですか、これの無償譲渡はわかるんですが、能代市にも広域の施設があったはずなんですが、前に処分してあったのか、そのまま持ち続けて広域で管理運営していくのか、その辺のことをちょっとお知らせいただきたい。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 能代で委託してというのはいないんです。あと、広域直接で運営しているのが、アリナスと、それから今、特別養護老人ホーム2カ所、長寿園と海潮園です。この2カ所が運営しています。あと、それ以外はございませんので。

それから、これは後の問題になりますけども、この特別養護老人ホームのあり方についても今理事会でも話ししていますし、早晚、広域の全員協議会にも一つの考え方が出されてくるはずでありますので、それを受けながらこの後ですね皆さんの方にもご相談をしなきゃならない事態になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） いずれ広域で管理運営していくことがだんだんなくなっていくとか、それぞれの当該町村、市も含めてですね譲渡されて、そこで運営していく方向になっていく過程だというふうに私は判断しているんですが、そういう考え方でいいんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） やっぱり広域ができた当時はいろいろ施設についてもあまりなかった時代なので、それぞれの広域で分担をしながら施設を整備していくということでやってきたわけですが、現状やっぱり各市町にですね、それぞれ類似施設があるような状況ですので、方向としては今言ったように各市町の中でいろいろ運用していくという方向になると思います。今、財産処分する施設については、ほとんど今、保険料とかですね、ごくそういうものを分担しながらかけていただいて、実際上の整備とか運用は全部各町村で、町でやっていますので、実態上そうなっていますから、問題はあと今直接運営しているものについてもどうするかという問題になります。今、特別養護老人ホームの話も、現在、各町に全部特養があるんですね。實際上、特養が市としては持ってない今の状況下で、これをどう扱うかとかってというのが今一つ焦点になってですね、今議論いろいろされて、早晚、だから考え方が出されてきて、我々の立場からいくと町の方では既に広域でやる意味がないんじゃないかなと思っておるんで、将来的にはやっぱりそこら辺をスムーズに移行できるような方策を考えていかなきゃならないと思います。ただ、現状今、広域で職員を採用しながら全部やってるわけですので、どういう方向が考えられるか、やり方の問題はいろいろとあると思いますので、そこら辺は今慎重に検討を進めているということでもあります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第106号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第106号、工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。

平成20年7月11日に指名競争入札に付した沢目浄化センター増設工事（機械設備）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございます。沢目浄化センター増設工事（機械設備）。

2、契約金額、変更前7,226万7,300円。変更後7,267万3,650円。40万6,350円の増額でございます。

3、契約の相手方。住所、仙台市青葉区国分町3丁目4番地33号。

商号又は名称、J F Eエンジニアリング株式会社東北支社、代表者 支社長 湯川伸郎。

4、支出科目でございます。平成20・21年度八峰町公共下水道事業特別会計（継続費）でございます。1款事業費3項特定環境保全公共下水道事業費1目特定環境保全公共下水道事業費でございます。

平成21年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でございます。

変更内容といたしましては先の全協でも説明しておりますが、ブロワ室から伸びます空気管、これの施工延長がおおよそ4.2メートル増嵩しております。あわせて、OD槽の流出ピットの開口部の蓋の材質変更でございますが、鋼製加工品から合製木材製品に変更したことによる増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、ご協力のほどをお願いいたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、議案第107号、平成21年度八峰町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長(佐々木正憲君) 議案第107号、平成21年度八峰町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,599万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ64億7,006万4,000円とするものであります。

なお、歳入につきましては教育委員会の分もです。私の方から説明させていただきたいと思っております。

8ページを開いていただきます。

2 歳入、14款2項2目民生費国庫補助金、補正額638万円。2節児童福祉費補助金638万円。説明に書いてありますように、子育て応援特別手当事務費の交付金98万円。

子育て応援特別手当交付金540万円ですが、これは今日午前中の説明も少しありましたけれども、支給対象が1人当たり3万6,000円の150人分ですが、これまで第2子からの支給でございましたけれども、第1子から子育て給付金をですね交付するというところでございます。5目教育費国庫補助金、補正額250万円。1節教育費補助金250万円。理科教育設備整備費補助金ですが、これは今年度、学習指導要領が改正になりまして理科の授業時数が多くなったわけでございます、それに伴う観察あるいは実験等の活動の充実を図るというものでございまして、2分の1の国庫補助でございまして、町内の小・中学校5校にそれぞれこの補助金が行くわけでございます。歳出の方でまた詳しく説明されると思います。6目保健衛生費国庫補助金、補正額133万5,000円。1節保健衛生費補助金133万5,000円。女性特有のがん検診推進費補助金でございしますが、これは子宮がん、あるいは乳がんが対象になるものでございます。7目災害復旧費国庫補助金、補正額2,812万9,000円。1節農林水産施設災害復旧費補助金2,812万9,000円。これは林業施設災害復旧の補助金でございしますが、一般林道の池ノ台、母谷山、幹線林道の峰浜1・2号線あるいは米代線に対する補助金でございします。

14款国庫補助金3項2目民生費委託金、補正額16万円。2節国民年金費委託金16万円。協力連携に関わる経費でございしますが、これは所得の帳簿システムの修正でございしますが、それに関わる業務の委託料でございします。

9ページ、15款2項2目民生費補助金、補正額69万3,000円。1節社会福祉費補助金69万3,000円。7の障害者自立支援臨時対策事業費補助金です。これは障害者の自立支援法が改正になりまして、全額国庫補助金でございします。歳出の方でもご説明申し上げます。3目衛生費補助金、補正額49万8,000円。1節保健衛生費補助金49万8,000円。地域自殺対策緊急強化事業費補助金でございしますが、これは向こう3年間の事業でございまして、内訳は人口割、あるいは自殺者の数、あるいは均等割からなっております。5目農林水産業費補助金37万1,000円の減額。1農業費補助金37万1,000円の減でございします。森林整備事業補助金、これは猿害の対策でございしますが、これまで県の補助金があったわけですが、今年度は補助金が廃止になりました。主にゴム弾、あるいは花火弾の補助でございました。6目商工費県補助金、補正額101万9,000円。1節商工費補助金101万9,000円。5の地方消費者行政の活性化交付金でございしますが、ご案内のように国の方では消費者庁が設置されました。県の基金を活用しながら消費生活のですね相談活動を強化していきたいというものでございします。これも今年から3カ年の予定

でございます。

16款 2 項 3 目その他売払収入、補正額1,671万4,000円。1 節その他売払収入1,671万4,000円。株式会社ポンポコ山の解散に伴う分配金でございます。八峰町に関わるものが1,671万4,000円でございます。

10ページ、17款 1 項 3 目基金費寄附金、補正額10万円。1 節基金費寄附金10万円。奨学基金寄附金でございます。これは1名でございますが、能代市在住の方から10万円いただいております。

18款 1 項 2 目介護保険特別会計繰入金、補正額842万2,000円。1 節介護保険特別会計繰入金。介護保険特別会計繰入金の842万2,000円ですが、これは20年度の会計の精算の分でございます。給付費の分の精算、あるいは地域支援事業費の分の精算、そして事務費の精算からなっております。

18款繰入金 2 項基金繰入金 4 目雇用創出基金繰入金、補正額2,000万円。1 節雇用創出基金繰入金2,000万円。これは、この基金はですね、環境にやさしい住まいづくり応援事業費の補助金として充てるものでございます。歳出の面でご説明申し上げます。

19款 1 項 1 目繰越金、補正額3,447万円。1 節一般会計繰越金3,447万円。財源調整のための繰越金ですが、補正後の繰越金は1億941万3,000円となっております。

12ページ、20款 4 項 3 目雑入、補正額54万4,000円。1 節雑入54万4,000円。八森小学校の門柱、あるいは樹木の補償でございます。町道観海線の改良に伴うものでございます。

21款町債 1 項町債 6 目災害復旧事業債、補正額1,540万円。2 節農林水産業施設災害復旧事業債、林業施設災害復旧施設債でございます。これは補助残に伴う充当率の80%でございますが、それに伴うものでございます。

13ページ、歳出、1 款 1 項 1 目議会費、補正額1万7,000円。旅費1万7,000円。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額14万3,000円。9 の旅費でございます。特別旅費14万3,000円ですが、ご案内のように今年度、財団法人秋田県市町村振興会で主催する市町村の職員の海外研修がございまして、これに町長が団長ということで参加されます。それから職員1名は総務課長が参加します。それに伴う町の方で負担する旅費の一部でございます。期間は11月の9日から11月の16日まで8日間、研修先はヨーロッパ、フランス、イギリスでございます。7 目企画費、補正額2,000万円。区分、19 節負担金補助及び交付金2,000万円。補助金、環境にやさしい住まいづくりの応援事業補助金2,000万

円です。これは既に1,000万円の予算を計上してございましたけれども、申請が非常にオーバーしまして、それでまた追加するものでございます。財源は先に説明しましたように雇用創出の基金から充当するものでございます。11目諸費17万3,000円。9旅費15万7,000円。費用弁償でございます。これは、ご案内のように9月7日にですぬ防犯のパトロール車が入りました。それに伴って、今回初めてでございますので防犯指導隊の先進地の視察研修に対する費用弁償でございます。

次の14ページの14の使用料及び賃借料の1万6,000円、これらに伴う高速使用料でございます。

13目庁舎建設費、補正額1,774万3,000円。12役務費4万3,000円。13委託料100万円。15工事請負費1,670万円。これに伴うものは、新庁舎の近くに車庫の建築を予定してございます。それに伴うものですが、役務費につきましては、手数料は建築確認申請のものでございます。13の委託料につきましては設計管理委託料。15の工事請負費につきましては、これは建築費と、それから一部舗装しなければだめなところもございまして、その舗装工も含まれてございます。木造の42坪の車の所有能力が7台を予定してございます。

15ページ、2款2項1目税務総務費、補正額12万2,000円。9節旅費12万2,000円。普通旅費ですが、これは税の不動産の公売のセミナーに係る職員の研修2名分でございます。2目賦課徴収費、補正額138万1,000円。23節償還金利子及び割引料。これは町税の還付金及び還付加算金でございますが、法人町民税の確定の申告等によるものでございます。

3款1項3目障害福祉費、補正額224万3,000円。13節委託料69万3,000円。障害者自立支援システムの改修委託料でございますが、歳入と同額のものでございます。法律の改正によるものであります。

16ページ、5目国民健康保険費、補正額29万4,000円…どうもすみません、その前の20節の扶助費がございました。155万円でございますが、これは自立支援の普及費ですが、重度の訪問介護の関係でございまして、現在、サービスのですぬ料が月194時間から300時間に変更したいと、1名分でございます。難病でございまして、筋萎縮性側索硬化症という病気でございます。5目国民健康保険費、補正額29万4,000円。28節繰出金29万4,000円。特別会計繰出金です。これは出産育児の一時金の改正によるものでございます。



3款2項1目児童福祉総務費、補正額638万2,000円。3節職員手当、11節需用費、それから12役務費、17ページの13委託料、14使用料及び賃借料、19負担金補助及び交付金、この一連の項目につきましては子育て特別応援手当の分でございます。職員手当につきましては一般職の時間外手当でございます。需用費につきましては封筒その他の消耗品でございます。12役務費につきましては通信運搬、郵券代、あるいは振込手数料でございます。13の委託料69万3,000円につきましては、システムの導入の委託料でございます。14の使用料及び賃借料3万円につきましては、パソコンのリース代でございます。負担金補助及び交付金の540万円は、先ほど歳入で申し上げましたように子育て応援特別手当3万6,000円の150人分でございます。

20ページ、10目猿害対策事業費、補正額13万円…どうもすみませんでした、ちょっと飛びました。

18ページ、3款3項1目国民年金事務費、補正額16万円。情報システムの委託料でございます。

4款1項2目予防費、補正額185万7,000円。これは、8の報償費30万円。それから11の需用費41万4,000円。役務費4万4,000円。そこはですね、これは自殺予防に関わるものでございます。報償費につきましては相談員5名分の報償費でございます。以下、消耗品、印刷製本費、通信費となっております。

19ページの13の委託料の105万8,000円。集団検診の委託料ですが、これは女性特有のがん検診に対する子宮がん、乳がんの委託料でございます。

19ページ、6款1項5目農地費、補正額233万1,000円。13の委託料の80万円の減額につきましては、これは事業による不用額でございます。19負担金補助及び交付金313万3,000円は、県単の町単の農業農村整備事業債、災害による事業の増に伴うものでございます。

20ページ、10猿害対策事業費13万円。これは先ほど申し上げましたように県の37万1,000円の補助金がなくなりまして、町単での猿害対策に対するものでございます。12目都市農村交流事業費27万8,000円。これは12の役務費ですが、岩館漁火の館の前の支障木の伐採のものでございます。

7款1項3目観光費、補正額193万6,000円。12節役務費183万6,000円の手数料は、これは新庁舎の建設に伴って、の移転に伴ってですね、現在、町内にあるデザイン、広告ですね、広告棟、これらが増設あるいは修正、撤去しなければだめなものがございまし

て、その9カ所分でございます。19負担金補助及び交付金の10万円。これは先にご説明申し上げておりますが、八峰町、深浦、あるいは鯨ヶ沢町との交流事業に対するイベント、あるいは観光PRのための観光協会に対する補助金でございます。8目消費者行政推進費、補正額が113万9,000円。7賃金64万4,000円。9旅費15万8,000円。11需用費21万3,000円。12役務費10万4,000円。19負担金補助及び交付金2万円。いずれも歳入で申しあげましたように地方の消費者の活性化に向けるものでございます。

22ページ、19款1項5目防災無線施設費、補正額106万円。12役務費35万1,000円。18の備品購入費70万9,000円。これは、新規に住宅の着工などがありまして、それに伴うデジタルのですね受信装置を設けるというものでございます。なお、備品の70万9,000円につきましては、観海あるいは大沢、岩子地区に対するデジタル設置のものでございます。

以下の10款の教育費からですね23ページの教育費、25ページを開いていただきたいと思えます。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目林業施設災害復旧費、補正額5,326万4,000円ですが、7節の賃金から22の補償補填及び賠償金までですね、これは先ほど歳入の方でも申しあげましたけれども、このたびの集中豪雨に伴う林道に関わる災害でございます。15の工事請負費の5,157万7,000円につきましては、池ノ台線、あるいは母谷山線、峰浜1号・2号線、米代線、そのほか作業道等ですね、ございます。それらに伴う工事費でございます。

26ページ、13款2項1国庫支出金返納金6万3,000円。23節償還金利子及び割引料。これは20年度の国庫補助金の精算による返還金でございます。

13款3項5奨学会基金費、補正額10万円。25節積立金10万円。歳入と同額のものでございます。1名分でございます。

27ページ、9目観光振興基金費1,671万5,000円。25節積立金。財産売払分でございますが、これは株式会社ポンポコ山の出資金に関わるもので、財産収入の分を積み立てするものと、こういうものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、教育委員会関係予算について説明を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 教育委員会関連の説明を申し上げます。

歳入につきましては先ほど一連の流れから副町長が申し上げました。省略させていただきます。

それで22ページの方をお願いします。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費26万3,000円の補正額でございますが、統合に伴ってスクールバスを導入したことによりまして、子供たちの安全確認のために職員が早く出たり、バスに乗ったりするための、また、図書室の整備に伴う業務が増えたことに伴いまして時間外の手当の補正でございます。

次に、3目の教育助成費553万3,000円につきましては、歳入の方でも申し上げましたが、新学習指導要領改正に伴いまして理科教材の充実のために文部科学省の方に事業要望していましたところ、今般、内示を受けたところでございまして、おおよそ各学校100万円ずつの設備を補助するというところでございます。

次のページをお願いします。

それから、53万3,000円の負担金補助及び交付金でございますが、世相を反映しまして倒産やリストラによりまして収入が減った関係で申請が大変このごろ多くなりまして、当初予算に計上しておりました額を上回る見通しでありますので、今回53万3,000円を計上させていただきました。

次に、10款教育費2項小学校費、八森小学校費の54万5,000円でございますが、歳入の方でも申し上げました町道観海線の補修に伴う小学校の門柱が移設のために工事費、請負費を県の方で補償費として支払うということで、これを設置工事を伴うために計上させていただいたものでございまして、54万5,000円の補正でございます。

次のページをお願いします。

4項社会教育費6目の八森文化交流施設管理費140万円の補正計上でございますが、先の全員協議会でもご説明申し上げましたが、このファガス、文化交流センター建設当時に設置した全館対象とした非常放送設備の修繕料でございますが、14年経過、15年近く経過して故障箇所の基盤が故障して入手不可能ということでありまして、今回修繕料として計上させていただいたものでございます。

次に、7目の秋田県自然体験活動センター管理費として72万1,000円の補正でございますが、体験センター職員を今後の設置運営に必要な資格、社会教育主事を東京において研修していただき取得させるための費用として計上させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 何点かありますが、まず2点についてまずお尋ねします。

13ページの特別旅費ですけれども、ちょっと今初めて説明を聞いたんですが、これ町としては町長と課長の分14万3,000円ということですが、ほかの費用はどのようにして出るものなんでしょうか。かなりの金額だと思うんですが、ちょっとお知らせ願います。

それとですね新庁舎のことに関連して、新庁舎にあれでしょうか、車椅子とか手押し車とか、そういうものが配置されますでしょうか。今度、見学が13日にあるということで午後から行くということで楽しみにしている高齢者の方々もいるんですが、常時、この車椅子と手押し車等が配置されているのかどうなのか、その点についてお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 1点目の海外研修ですが、先ほど説明のとおり主催が秋田県市町村振興協会というところで主催しております。宿泊とか航空関係、ほとんどそこが負担します。町が負担する部分は職員の日当部分ということになります。

それから、第2点目の新庁舎の方に車椅子等、手押し車等あるのかということで、今、八森庁舎にある部分を補強しながらそちらの方に据え付けたい、こういう考えであります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番。

○14番（見上政子君） 今の庁舎の中にある車椅子が最新のものなのかどうなのか。1回利用してみましたけれども、あれが配備されるとしたらちょっと不安な点もあります。それと1つくらいは病院に置かれているような手押し車みたいな、そういうものが1つ必要ではないかと思います。

それとですね、猿害の対策事業費なんですけれども、20ページですね。猿害の被害がもう常時、春先から横間、立石方面ではもう春から猿に追われて大変だというふうな話があります。これから稲刈り時期に当たりまして立石の山間地ではもう毎日、米の、田んぼの見張りをしなくてはならないというふうなことが出てます。私も現に、本館から下りて、中浜方面に下りてくるときにもう本当に小さい子猿の集団が、本当に年若い親

が赤ちゃんを引き連れて集団で林の中に逃げていくのを見たんですけれども、もうそういうふうな里山にもうかなり群れで群生しているのではないかと、住みついて、もう里山に住みついているのではないかと思われますけれども、その点の把握、どのように把握しているのか、ちょっと担当の方からお話を聞きしたいと思います。

それとですね、ちょっと戻りますが19ページの、これは予防費、衛生費の予防費の方ですけれども、女性特有のがん検診補助金があります。全協でも説明を受けました。20歳、25歳、特定の年齢を区切って無料パスを発行することになるんですけれども、いざその検診を受けて、無料で受けても、がんが見つかったとか治療しなくてはいけないとかそういう場合ですね、現にまだ八峰町では資格証明書を発行してますよね。そういう場合に、これは特別な事情として資格証明書の発行をやめて保険証を発行する、当然そういう措置が必要だと思うんですが、その辺の考え方を町長の方からお聞きしたいと思います。

最後に就学援助ですけれども、何名か補助金で出されてますが、これは何人の就学援助になっているんでしょうか。いろんな事情で就学援助、途中でも必要で申請してると思うんですけれども、そのほかのこぼれたところで例えば給食費の滞納とかそういうのが現在起こっているのかどうなのか、その点もあわせて就学援助の実態と給食費の実態をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 最初の車椅子対応、嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） さっきのお話ですけれども、いずれ9月24日までには、あるものを修理したり、あるいはお借りしても対応したいと思います。いずれ状況を見ながら手押し車の件についてはですね検討させていただきます。いずれ支障ないようにしたいと思いますので。

○議長（阿部栄悦君） 続いて猿被害は、松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 次のご質問の猿の群れの状況なんですけれども、県で調査したデータによりますと、能代市、それから藤里、八峰町にかけて、白神山系の猿、これは県のデータですけれども個体数は約1,000頭から1,400頭と推測されております。そのうちの八森エリア、旧八森町の方は6集団、120頭。それから峰浜エリアは3集団の70頭以上いるものと県の方ではみております。それで私も4月からこの猿害対策の担当になりましたけれども、確かに数は増えていると感じております。特に最近ですけれども

盆過ぎから、先の行政報告にもありましており子連れの猿が非常に増えております。それで田んぼにも今入っているという状況で、八森、それから峰浜全部に20個くらいの檻を仕掛けていますけれども、猿もかなり進化しているようでなかなか檻にも入らなくなったということです。それで去年から銃による捕殺ですね、それも可能になっていろいろ猟友会の皆さんからご協力をいただいて捕殺もしております。さらには猿被害者の会では、住民の協力を得て一斉追い上げ等、それからさらには猟友会による鉄砲の花火弾による追い上げ等もやっていますが、なかなか猿はいくら追い上げてはまたすぐ入ってくるという状況であります。それでこの前、今井獣医さんとも話す機会がありましたけれども、猿は非常に、前は山にいてあまり栄養がなかったんですけども、最近の猿は里山に下りてきて畑、野菜等を食べるようになってから栄養が豊富になったと。それで増えた。もう一つの原因は、これは大きい問題ですけども地球の温暖化、これにも影響あるということで、最近の暖冬によって冬、ほとんど子猿が寒さでまいてしまうんですけども、最近の暖冬で子猿もなかなか減っていないという状況で、猿は確かに増えていると思います。それで町としてもいろいろ手を尽くしてやっていますけれども、これからもまたさらに、これからの収穫前の稲がやられると思いますので、毎日のように電話は来ております。その都度職員が行って爆竹等で追い上げをしてるんですけども、そういう状況でございます。さらには、これからも猟友会に頼んで銃による捕殺も強化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、がん検診に関して加藤町長。

○町長（加藤和夫君） このたび年齢を区切るのががん検診の助成でございますけれども、できるだけ多くの方が受診をして自分の健康を維持するためにも受けてほしいなというふうに思っています。

そういうことに関連しながら、もし見つかったときというふうな仮定の質問でございますけれども、まずやっぱり自分の命に関わることですから、できるだけまず再検査を受けてほしいというふうには思っています。

そこで資格証明書の関係は過去何回かですね見上議員ともいろいろやりとりしておりますけれども、いずれ資格証明書の状態にならないようにですね、できるだけ努力をしていただきたいというのが1つございます。ただ、実際そうなった場合のですね問題については、我々も人道上の問題等いろいろ考慮しながら、そのケースに応じて対応してい

きたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 続いて就学援助関係は、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

現在、就学援助を受けている児童の数は36名で28所帯であります。基準がありまして、申請されたものについてはこれまで全て対象となっております。

それから給食費の未納の件につきましては、おかげさまで保護者のご理解をいただきながら未納につきましては現在のところはありません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどのがん検診のことで、町長の方からは、はっきりした特別の事情には当てはまるのか当てはまらないのかはっきりした返答がなかったんですが、検討するというふうな感じだと思うんですが、これは明らかに病気であることを理由にして、要綱の中には特別の事情であるということを、ましてがんの検診にひっかかった方はもう速やかに受けていただく、これが国保の精算にも非常に有意義なことだと思いますので、いま一度、特別な事情に当てはまらないのかどうなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） やはり事はですね人間の体に関わることですので、我々としては人道上の問題で判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私も猿害対策についてお尋ねいたします。

小入川のある住民の方からなんですけども、そこの方の畑のところに設置されている電気柵、それにクジョ（葛）がからまって、機械で刈うっていうと非常に電気柵にからまっているので機械で刈ることもできないし、非常に困っていると。それで電気柵はもう壊れてて全然役目を果たしてないと。撤去してもらえないかというお話であったんです。それで、担当課の方でその電気柵が正常に作動してるかどうかっていうその確認、見回り、そういうのはどうされているのかどうかというのが1点と、今言ったようにクジョが絡まって草刈機で刈れないと。そういう場合、町の方でそこの地主に代わって行うことができるのかどうかという、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 八森地区の電気柵については、かなり前に設置したもので、旧式のものでございます。それで今年の6月に国の例の対策の緊急雇用で4名の作業員を雇用しまして、まだあれですけども、6月から1回は草刈りをしております。クジョとかそういうツタ類のあれはやってます。さらに電気柵の点検もやって、バッテリー等、老朽化して使えないものもありました。そういうのは今更新することにしております。

それで今、作業員4人の方をもう1カ月延長して雇用して、今、大久保岱地区に、峰浜地区に今年、最近は行政区になりますけども、3キロ分の電気柵を設置する予定であります。そのうちの約2キロくらい大久保岱にやるんですけども、その作業が、そこは大体今週中あたりには終わります。さらに大槻野地区にも2、300メートルの電気柵の設置があります。それで9月の中ごろに終わりますので、もう一度、八森地区、2回目のそういう草刈りをやりたいと思います。

それから峰浜地区に設置した電気柵については、関係集落の皆さんに説明いたしまして、自分たちで今後管理するようにはお願いしてあります。ただ、八森地区の場合でも畑側の方は自分たちでみんな草刈り等やっているんですけども、排水の方に面したところはちょっと草刈機でも刈れないということがありますので、それは今年、作業員を4人雇用してやっております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 16ページのですね20節についてです。自立支援給付費155万円で、説明では重度の身障者、病気で、筋萎縮性側索何とかがって言っていましたが、その辺のところをもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

もう1点あります。24ページ、7目の体験センターの管理費のところ、センター職員の資格取得とお話されてましたけれども、金額的には72万1,000円もです。それはカルチャースクールのようなところにも行くのでしょうか。何名で、具体的にはどのような資格を取得されるのかご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 最初に、佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 16ページ、扶助費のですね155万円についてのご説明です。

それで実はですね、この前の全協のとき、福祉保健課の資料として配付したものがあ



ります。それで、ちょっと時間の関係で終わってしまったんですけども、その資料の、3枚物なんですけれども、そのうちの裏、1番最後のページにですね、この重度障害者の方へいわゆるサービス料というんですかね、多くしたいということで、その状況を書いています。それで、このものをちょっと読ませていただきます。

町内に住所を有する男性が筋萎縮性側索硬化症、これは難病指定になっていますけれども、これを患っているんですけども、本人及び家族の経済的・身体的・精神的な負担は相当なものですから、これを図るために、軽減を図るために町の方で、現在支給しているサービス料を増やしたいと、そう考えているものです。

筋萎縮性側索硬化症、ALSということを言われているようなんですけども、この症状というのは筋肉の委縮が徐々に進行して上下肢の麻痺、それから言語障害、嚥下困難、飲み込みとかそういうものがもう困難で、それから呼吸困難というように進行していく病気です。このALSというのは、いわゆる運動系のみ、体がほとんど動かないという障害なんですけれども、いわゆる知覚障害、考えるとかそういうのが全く機能しないと言われている病気です。

それでサービス料の変更ということで、この人に関しては現在24時間寝たきりの状態の人です。これに対して介護サービスとか他の難病サービスを受けてるんですけども、それらに加えて障害福祉サービスによる訪問介護サービスをやっているんですけども、介護サービス、保険等のものについては上限というんですかね、制度上限度がありまして、残りの部分について障害福祉サービスを適用してやってるわけですけども、現在、月194時間、主に夜中なんですけれども、それをやっていますけれども、どうも24時間体制というんですかね、この方は自己負担等も出されている方です。それで町の方としては月300時間に変更していきたいと、そう考えたものです。年間の費用負担、これ推計なんですけれども、障害福祉サービス分として月194時間の費用見込みは年間で約819万5,000円ぐらいになります。このうち国とか県負担を除く町の負担は274万5,000円ぐらいと現在なっています。これをですね、サービス時間を300時間にした場合の費用見込み、これは年間ですけども1,191万円ということで、町の負担は約646万円ほどになる見込みです。この部分について当初予算等でも計上してるんですけども、今回これからの、10月から来年の、支払いの関係で5カ月間ですけども、訪問介護を受けるための量を増やして、その分を町の方で負担したいと、そういうことでその費用が155万円ということで今回計上させてもらったものです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤英市郎君） 続きまして24ページの体験センターの特別旅費の内訳についてということでございます。

先ほど教育長も概要説明しましたけれども、この資格は社会教育主事という資格でございます。社会教育法に定めがありまして、文部科学省より国立の教育政策研究所が委嘱を受けまして実施するものでございます。期間は来年の1月の下旬から2月中旬まで、38日間という講習内容でございます。中身は、生涯学習概論とか社会教育計画概論等につきまして専門的な研修を受けていただくということでございまして、38日間の特別旅費につきましては町の旅費規定に準じて支出補正いたしたところでございます。職名は、先にも説明しましたけれども体験センターの工藤金悦課長補佐、1名でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 1つ質問をちょっと忘れまして、今、丸山議員から質問がありまして、はたと思いついたんですけれども、自立支援のことにつきまして16ページの自立支援給付なんです、これは今まで施設に入ったことがなくて筋萎縮症と診断されてからずっと家で、家庭でみていたのかどうなのかということと、この筋萎縮症の進行性の病名を持った方は現在、八峰町にこの方1名だけなのか、この方は男性ということになってますけれども、ほかにこの病気を持っておられる方がいるのではないかと思います、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

まず1点目のこの人はですね、平成12年に発症した方です。施設等には入ってなくて家庭で今まで介護を受けているという状況です。

それから、ちょっと私担当の方に聞き忘れましてけれども、いわゆるこういうふうな訪問系の介護を受けている難病と言われる方は町内に3名ほどおります。それで大変申しわけありません、同一病気なのはちょっと私今確認してませんでしたけれども、いずれ訪問系介護を障害で受けている方は町内に3名おります。すいません、ALSは1名だと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 筋萎縮症は1名ということで、あとほかの3名の方々というのは進行性の難病を持っておられるということですか。単なる難病ではなくて進行性の難病ということでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） ちょっと私言い間違えたのであれば訂正させていただきます。すいません。このALSの患者は1名で、残りの2名は交通事故等の後遺症の関係です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第108号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第108号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億5,309万7,000円とするものです。

事項別明細書の方でご説明申し上げます。

5ページの方、お願いいたします。

まず歳入、3款の国庫支出金2項の国庫補助金です。目、1目の財政調整交付金、補正額が10万円です。説明の方に特別調整交付金10万円となっています。この交付金につ

いてはですね、歳出の方に高額療養費特別支援金に対する10割の補助金で、内容は歳出の方でご説明申し上げます。

それから3目の出産育児一時金の補助金です。これは先ほど条例を議決いただきました出産一時金の国からの補助金、いわゆる3名分を予定してます、今年度。3名分の半分を国の方で負担していただくと、そういう補助金です。

それから9款の繰入金、一般会計の繰入金。それで同じく出産一時金等の繰り入れ、それから現在予算で6名の出産を予定しているんですけども、もう1名増えるということで7名、いわゆる1名分と、それから出産一時金の分の町の負担をしていただくと、その金額が29万3,000円です。

6ページ、10款の繰越金1項の繰越金です。1その他繰越金として前年度繰越金、いわゆる財源調整のためにいただくものです。28万8,000円を繰越金から予算計上したものです。

それから3款の歳出です。次のページ、7ページですけども、1款総務費1項総務管理費です。1の一般管理費18節備品購入費14万円です。説明は保険者レセプト管理システム用パソコンとなっています。レセプトについてはですね、平成23年度から完全なオンライン化というんですか電算化されて、紙そのもののやりとりがなくなる予定となっています。それで町で行っているレセプト点検についても、現在の紙物から電子化されたデータにより行うことになるため、それに対応したパソコンシステムを整備したいと思っています。

それから、2款保険給付費の4項出産育児諸費ですね、1の出産育児一時金、19負担金補助及び交付金50万円、これは出産一時金に係る分でございます。

それから8ページ、支払事務委託手数料として12の役務費に1,000円取っています。これはですね、この10月からですね、現在、出産育児一時金については現在窓口払いでやってますけれども、10月からは選択性といいますか、窓口でもいいし分娩機関の方に支払うと、国保連合会の方からですけどもそれでもいいという制度になりましたので、そのための振込手数料をここに計上しております。

それから10款の高額療養費特別支給金10万円。23償還金利息及び割引料で10万円です。これは先ほどの歳入の方と連動している10割補助の事業というんですか、なります。内容を説明しますと、昨年4月から後期高齢者医療制度がスタートしています。75歳になられた方はその誕生月には、いわゆる誕生日前の国保等の医療制度ですね、と、それ

から誕生日以後の後期高齢者医療制度ということで、1つの月に2つの保険に加入することになる方もおります。というより月の途中で入った場合はそうなるんですけども、それぞれの制度で何ですか限度額、個人負担の限度額があります。その関係で何というんですか、二重に限度額が設定されているような制度が実は去年の4月から12月まで引き続いてありました。21年1月以降は、いわゆるそれぞれの例えば国保と、それから後期高齢医療制度各々の限度額はその月で移動した場合は半分半分为限度額とするというやり方で解消されてますけれども、去年の4月から12月までに入った方については、各々の制度で限度額が高いというんですかね、そのまま引きずったものですから、中にはその限度額を超えて支払いする人がいたということで、その解消を図るため国の方でこのような制度で給付金を支給するという内容のものです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時10分より再開いたしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

午後 2時03分 再 開

午後 2時10分 休 憩

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第19、議案第109号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第

2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第109号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,953万3,000円とするものです。

5ページをお願いします。

それで、今回、介護会計の補正については、歳入歳出とも平成20年度事業の確定に基づく精算のため行うものです。

歳入の3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金2節過年度分88万3,000円です。これは先ほど申しましたように20年度実績に基づくものでして、20年度交付決定が1億2,473万2,000円ほどに対して、収入済みが1億2,384万8,000円ということで、88万4,000円ですね、ここでは既定額の1,000円の関係で88万3,000円補正してますけれども、88万4,000円が新たに交付になるというものです。

支払基金交付金1項の支払基金交付金1目の介護給付費負担金2節の過年度分3万9,000円。これにつきましても20年度交付決定額に対して収入済額、その差額として4万円、既定額の関係で1,000円違いますけれども4万円ほど支払基金の方から交付されるものです。

それから次のページをお願いします。

5款県支出金1項県負担金1介護給付費負担金2節過年度分20万4,000円。これも同じく精算に伴うものでございます。

それから8款の繰越金1項繰越金1目の繰越金1節の繰越金ということで、歳入歳出の財源調整のため繰越金787万5,000円ほど予算化するものです。

それから3の歳出、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3の償還金23節の償還金利子及び割引料、国庫支出金等過年度分返納金として57万8,000円。これも同じく交付決定で231万2,000円に対して収入済みが281万1,000円ということで57万8,000円ほど多く入っているということで、逆に還付するものです。

6款の諸支出金2項の繰出金1一般会計繰出金28節の繰出金842万3,000円。これも同じく昨年度いただいた、繰り入れした額が精算によって多かったので、その分を一般会

計の方に繰り出しすると、そういう内容のものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第109号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第110号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） 議案第109号、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですけれども、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570万5,000円とするものでございます。

平成21年9月9日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 加藤 和夫

5ページをご覧ください。

2、歳入でございます。1款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入3万7,000円でございます。その内訳でございますけれども、風力発電のための風況調査用土地貸付代が3万2,405円となっております。それともう1件、林道北水沢山線の整備事業のための現場事務所を建てたいということで、ここを貸し付けしております。4,746円。トータ

ルで3万7,000円ということでございます。

それから、1款2項2目不動産売払収入15万8,000円でございます。これは目名瀧字菽の台の住民の方が娘さんのために家を建てたいということで、用地の払い下げ申請が出ております。面積にして264平米でございます。15万8,000円を計上しております。

2款繰越金1項1目繰越金マイナスの8,000円でございます。

3、歳出、1款1項2目財産管理費18万7,000円。19節負担金補助及び交付金18万7,000円でございますけども、先ほど歳入の方で説明いたしました土地貸し付けに係る収入、それから土地売払いに係る収入に95%を乗じたものを交付金といたしまして各関係自治会の方に交付するというので計上しております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第110号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第111号、平成21年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第111号、平成21年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,925万6,000円とするものでございます。



内容については5ページをお開き願いたいと思います。

2の歳入、5款繰越金1項繰越金です。繰越金については歳出の財源に充てるもので、25万5,000円をみております。

それから6ページ、3、歳出、1款1項1目一般管理費です。旅費に、職員の普通旅費8万7,000円を追加するもので、これは中央監視装置の工事前検査、これの職員の旅費をみております。

1款2項2目峰浜地区施設管理費でございますが、役務費16万8,000円。これは中央監視装置の通信運搬費でありまして、通信の引き込み及び電話料金でございます。

以上が簡易水道の説明でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第111号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第112号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第112号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,753万5,000円とするものでございます。

内容につきましては5ページを開いていただきます。

2、歳入でございます。5款1項1目繰越金でございます。補正財源といたしまして繰越金232万5,000円を追加いたします。20年度からの繰越金は716万7,000円です。今回の繰越金により484万1,000円がまだ残として残っております。

6 ページ、歳出でございます。

1 款 3 項 1 目 特定環境保全公共下水道事業費です。工事請負費232万5,000円の追加ですけれども、沢目浄化センター増設工事232万5,000円。主に雨水排水口、可変側溝、L型側溝を取り付けるための費用として計上しております。

特定環境の事業につきましては、八森処理区、沢目処理区、今年度でこれをもって全部事業が、増設工事については全部事業が完成いたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第112号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○1 1 番（柴田正高君） この浄化センターの場内整備工事費についてお尋ねいたします。この整備工事費の中に境界ブロック163メートルが入ってますね。普通、この境界杭だとか境界ブロックっていうのは土地を取得して造成された時点で、本来であれば設置されなければならないものだと思うんですよね。それが今までされなくて今回の補正に出てきた理由は何なのかということと、この前、全協のとき示された場内設備の図面がありますよね。これでいけば、植栽と、雨水の排水口と植栽、植栽の外側におそらく警戒ブロックでしょうから、ここに設置されるんだと思うんですが、この図面には載ってないんですね。載せていただければ非常にわかりやすかったと思うんですけれども、メートル数がちょっと、雨水の延長と境界ブロックの距離がだいぶ違うんですね。だから境界のブロックはどこからどこまでぐらいに設置するのか。その2点と、それから屋外棟2台も今回設置することになってるんですけれども、この2台というのは増設する、今までにあるのにまた2台追加するのか、全然されてなくて2台新たに設置するのか、その点についてご説明願います。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） まず工法の中で以前示しました図面で、場内整備で雨水排水には青色で表示しております。この舗装部分の対面、これが縁石ブロックという形で、アスファルトがですね縁石ブロックと雨水排水、このもので区切られるという形のものになります。それから街灯についてなんですが、今回、OD槽と1-28-05 2 基造成して

います。これらの新設によりまして2基分、この場内に追加するもので、何と申しますか、既存のものにつきましてOD槽等の両縁々、四角の隅の下側の方についてございませぬが、今度上側の方に1基新たに設けるものでございませぬ。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 雨水の排水口の対面に設置されると、この境界ブロックですね。そうすれば距離が、排水口の距離は72メートルなんです。それで境界ブロックは163メートルですね。大体、外側の方に、外周の方に設置されるんで、この排水口よりは長さはあると思うんですけども、倍以上ということにはならないと思うんですね。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） ねずみ色のところが全部側溝なんです。これの植栽工、これの延長が全部になります、周り、アスファルト舗装の。ですので……。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時31分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第113号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第113号、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,206万4,000円とするものでございます。

説明については5ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入、5款2項1目受託事業収入でございます。受託事業収入につきましては、秋田県の岩館漁港基盤整備事業補修受託事業収入として376万2,000円が入ってまいります。

6ページ、歳出でございます。

1款2項1目岩館地区施設管理費でございます。376万2,000円の補正で、需用費につきましては、この移転補償に伴う消耗品、また、車の燃料費等のものが補償費として11万1,000円です。それから13委託料につきましては、設計業務委託料、これが50万円。使用料及び賃借料、事務機器の借上料といたしまして5万1,000円。あと、工事請負費につきましては、管渠構造物、マンホールポンプの制御盤の移設でございますが、これが310万円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第113号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第6号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君）朗読します。

発議第6号

平成21年9月9日

八峰町議会議長様

提出者	八峰町議会議員	木藤	實
賛成者	同上	丸山	あつ子
〃	〃	菊地	薫
〃	〃	福司	憲友
〃	〃	須藤	正人

#### 決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案の理由でございます。平成20年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

#### 決算特別委員会の設置について

決算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名称 決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定による。
3. 目的 次の議案について審査することを目的とする。

議案第114号 平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第115号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第116号 平成20年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第117号 平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第118号 平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第119号 平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第120号 平成20年度八峰町塙川財産区特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 議案第121号 平成20年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 議案第122号 平成20年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 議案第123号 平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 議案第124号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 議案第125号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算認定について
- 議案第126号 平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

次のページをお開きいただきたいと思います。

4. 設置の期間 平成21年9月9日から同年9月17日まででございます。

5. 委員の定数 15名

6. 平成20年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項でございます。総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会。所管事項については以下記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上15名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。

午後 2時39分 休 憩

午後 2時40分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には8番菊地 薫君、副委員長には6番丸山あつさんが互選されました。

日程第26、議案第114号、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第115号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第116号、平成20年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第117号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第118号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第119号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32、議案第120号、平成20年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33、議案第121号、平成20年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34、議案第122号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35、議案第123号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36、議案第124号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37、議案第125号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算認定について、日程第38、議案第126号、平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

---

午後 2時45分 散 会



署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美



平成21年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成21年9月10日（木曜日）

議事日程第2号

平成21年9月10日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤 進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木 充	管財課長	伊勢 均
税務課長	小林孝一	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田 武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校教育課長	辻 正英
学校給食センター所長	木村 学	峰浜町民サービス課長	金平嘉孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

---

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。

通告に従って、私から2点について町長にお尋ねいたします。

1問目、2問目、関連する質問でありますけれども、よりよい答弁をいただきたいと思ひまして、あえて1問、2問と区分させていただきました。

まずはじめに、合併浄化槽設置工事のスケジュールについてお尋ねいたします。

埜地区の農業集落排水事業が今、工事、盛んに、この前入札も終わりました、これから工事が始まるわけですが、これが完成し、22年度から使用開始となりますと、残るのはいずれの処理事業にも接続することのできない小規模集落だけとなります。これらの世帯には、浄化槽を設置し、処理する計画であります。いつからこの事業に着手される予定なのかお尋ねいたします。住民の中には小規模集落の切り捨てとならないよう、早く設置工事に着手してもらいたいとの声や、町の対応を待っているといつになるかわからないので、今年度自分で単独合併浄化槽を設置するという方もおられます。私のところにもいつから工事がかかるのかという方から問い合わせがございました。家を直したいんだけどもということ、その方はおっしゃっておいりましたけれども、それから担当課の方にもそういう声があったと伺っております。こんな方々の声にこたえるためにも、一日も早く具体的な整備計画を示すべきではないかと思ひます。

浄化槽の設置対象世帯は127世帯であります。しかし、この127世帯の中には総務省の補助基準にも満たない10戸未満の部落や環境省の補助対象となる20戸以上の部落であっても、先ごろ行われましたアンケート調査結果によりますと、設置を望まない世帯が半

数以上のところもあります。このような部落住民には、今後どのように対処されるのかお尋ねいたします。

次に、下水道料金体系の見直しについてお尋ねいたします。

町の下水道事業の問題点は、加入率をいかに高めるかであると思います。今の料金体系は、雑排水のみの加入者もトイレの水洗化も含めた水洗工事を行った方も同じ料金であります。トイレの水洗化には多額の工事費が必要であります。これが加入率が上がらない一番の要因であろうと思います。雑排水だけの接続であれば、建物内の工事費が不要でありますので工事費が安くて済みます。下水道法の絡みもあると思いますが、雑排水のみの加入も認め、使用料を若干安くすれば加入率は上がるのではないかと、こう考えるわけですが、町長の考えをお伺いいたします。

どうかよろしくご答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

まず、合併浄化槽設置に関するご質問であります。特定環境公共下水道につきましては、八森、沢目浄化センターの増設工事が今年度で完了し、また、埴地区農業集落排水事業も今年度、浄化処理施設が完成し、来年度から供用開始の運びとなりますので、計画しております集合下水道処理事業に関しましては、順調に推移してきております。

柴田議員ご指摘のとおり、内荒巻、小手萩、強坂及び大槻野集落をはじめ集合下水道処理計画区域外につきましては、合併浄化槽による汚水処理を計画しており、県には来年度からの事業着手を要望しております。

しかし、昨年度実施した合併浄化槽整備対象世帯127世帯でのアンケート調査では、81件の回答が寄せられましたが、合併浄化槽事業への意向では、「ぜひ設置したい」が11件、「できれば設置したい」が23件、「あまり設置したくない」26件、「設置したくない」が21件となっており、設置をためらう理由としては、経済的問題や高齢化などが挙げられております。

設置の意向を示している世帯は34世帯で、その割合は26.8%にとどまっており、国の補助事業を活用する場合、計画期間5年間で、毎年10世帯以上の合併浄化槽の推進を図らなければならない、少なくとも50世帯を確保しなければなりません。

また、総務省、環境省など補助事業の適用では、行政設置型、個人設置型のタイプに分かれ、行政設置型では浄化槽管理の徹底が図れる利点がありますが、先ほど申し上げましたが、毎年確実に10世帯以上の合併浄化槽の整備を行わなければならないなどの制約があります。

個人設置型では、浄化槽の規模により設置費の補助金を交付するものですが、設置後の合併浄化槽の維持管理が適切に行われるかどうかの問題となります。

現在、アンケート調査の意向をもとに、当町にふさわしい合併浄化槽の設置事業を検討しておりますが、今後、集落説明会や戸別相談などで合併浄化槽設置の助成制度の周知を図り、町といたしましては、行政設置型の合併浄化槽整備事業に取り組んでまいりたいと考えております

次に、下水道料金体系の見直しについてのご質問にお答えします。

まず、下水道の加入手続から下水道使用までのフローであります。加入希望者は町指定の排水設備工事店からの見積書と施工計画書を添付して「排水設備申請書」を町に提出していただきます。町ではこの申請書を審査し、合格した場合は「排水設備確認通知書」を交付します。この通知書を受けて排水設備工事に着手し、工事完了後「排水設備工事完了届」を町に提出していただきます。町では、この完了届を受けて現地調査を行い、合格した場合に「排水設備工事検査済証」を交付します。この検査済証により加入者が町に「下水道使用開始届」を提出し、下水道への排水が行えるわけですが、トイレのみ、または雑排水のみでも加入は受け付けております。

下水道の使用料は、町村合併前の旧町村の料金体系を引き継ぎ、八森地区では、簡易水道などの使用量を基準に、汚水量10立方まで1,365円、以後10立方を超える1立方について136円を加算する従量制を用いています。

これに対し、峰浜地区では、一般世帯、営業世帯、事務所及び集会施設等に区分されておりますが、一般世帯における基本料は1,680円で、これに人数割料1人につき630円を加算した額が月額の使用料となっております。

この料金体系の違いが影響してか、平成20年度末における公共下水道の加入率は、八森地区が65%、峰浜地区が52%、峰浜地区の農業集落排水では45%、岩館地区の漁業集落排水事業では48%となっており、八森地区の加入率が高くなっております。

町営の簡易水道の使用料に関しましては、8月31日に八峰町水道料金統一検討委員から意見具申書が提出され、来年度から料金統一の方向で議員の皆様方と協議してまいり

ますが、下水道の使用料においても両地区の不公平感を解消するため、来年度の埴地区農業集落排水の供用開始前に統一の方向で検討してまいりたいと考えております。

9月4日開催の議会全員協議会でも報告いたしました。水洗便所改造資金融資あっせん規則の利用期間の制限を改正し、あわせて金融機関との協議で連帯保証人の要件も緩和いたしましたので、この融資制度などをPRしながら下水道加入の促進活動を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先回行われましたアンケート対象世帯は、先ほど申し述べたとおり127世帯でありまして、その回答が今、町長のご答弁にありましたように83件、未回答が44件、回答率が65.4%であります。しかし、対象世帯が峰浜地区に断然多いというせいもあるのですが、峰浜地区は104世帯であります。回答率が峰浜地区であれば61.5%という低いのが私には非常に気になります。もっと気になる点はですね、回答者64世帯中半数以上の39世帯が設置を望まない、それから、あまり望まないという方があります。八森地区においても回答された17世帯中半数の9世帯が設置したくないと答えております。先ほど町長の答弁では、国の補助基準を、補助を受けるとすれば毎年10戸以上の設置をしなければならない、こういう話でございましたけれども、1人でも2人でも設置を望む方があれば、住民の公平性という観点から考えましても、補助がなくても町の事業として当然設置するべきだと私は思うわけですが、その点についてのようにお考えなのかお尋ねいたします。

それから、その設置したくないという理由の一つとして、経済的に余裕がないと回答されている方が多くいらっしゃいます。この127世帯のうち、ひとり暮らしの方、これが13、それから高齢者夫婦だけの方が25世帯と、非常にこの127件の中で37件の方が年金で暮らされている世帯であります。ですから、経済的に余裕がないというのももっともだと思います。

旧峰浜のときのこの下水道事業の計画においては、特環、農集に加入できないこの小集落につきましては、町で合併槽を、村でですね、失礼しました。村で合併槽を設置して、維持管理まで村で行うと。そのかわり料金は同じ料金とした一いん制にさせていただくと。それから、分担金の18万円も負担してもらおうということであったと記憶しております。この加入率を高めるという観点からすればですね、この料金体系、使用料金は公

平性からいけば同一に、同じ料金でというのはもっともだと思うんですが、分担金の18万円について、それこそ合併槽の設置工事費と、それから下水道のメーター当たりとかっていうそのトータルな工事費等、それを弾き出すと、当然合併槽の設置の方が安くつくわけですから、その18万円の分担金を少なくとも半分程度にするとかという考えはないのかどうか、考えられないのかということをお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 合併浄化槽の設置にも事業が幾つかありまして、そのとり方によっても違って来るんですけれども、ただ、今、補助対象になる、そういう事業を今導入するとすれば、先ほど申し上げたような少なくとも年間10戸以上という、そういうものがあります。柴田議員がおっしゃったように1人でも2人でも設置希望がある場合はそれに応ずるべきだというふうになると、例えば個人設置型で、そういうものに束縛されないで設置するという方法もあります。したがって、我々としては、今の選び方としては、できるだけやっぱり経費負担が少なく、しかも普及もしやすい、そういうものをついやって今考えていかなきゃならないと思いますけれども、どうしてもそれだけでは抜け切れない要素も多分にこれはあると思います。その扱いについてどうするのかについては、今、柴田議員がおっしゃったような意見も参考にしながら、この後もう少し中身的には我々としても詰めていかなければならないし、少なくとも設置するという希望者がいるのに事業がこうだからできないということには絶対ならないと思いますので、そういう面での配慮はしていきたいと思います。

ただ、個人設置型にしても、仮に個人設置型にしても、設置した後に逆に町の方でその施設を、町の方に受け渡してもらって、それで町で管理していくと、こういう方法もですね考えられないかどうか、そこら辺も今いろいろ検討を進めております。

それから、もう一つ、2番目の分担金の関係ですけれども、確かに言われたとおり工事費等からいうとかなり違いがあります。今の集合事業の場合と比べますと。今、先ほどの事業を導入するにしても、国の方では約3割、3割の補助で10%だけは設置者に負担してもらって、あとは起債と。しかもその起債については、よく半分ぐらいは交付税算入になると、こういう中身でございました。したがって、10%とみますと、仮に100万円ですと10万円ぐらいということになりますので、個人がある程度そういう事業の中で払う限度というのは大体そこら辺ではないかなというふうに考えておりますので、いずれ現在までの集合処理の事業とそこら辺は十分考慮に入れながら考えていきたいという



ふうに思っています。

いずれどの事業にするかまで、まだそこまでは決めていませんけれども、できれば町の方としては、すべて町で管理できるような行政設置型の方が望ましいのんじゃないかなということで今の時点では考えております。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問はありませんか。11番。

○11番（柴田正高君） 今、行政設置型にするというお話ですけれども、先ほど私が申しましたように、峰浜村のときにはですね、行政で設置して、そして維持管理もしっかり村で行うと。そして、そのかわり同じ使用料金を負担いただくと、分担金も同じ18万円いただくと、こういう基準であったんです。それが合併時にどういうその申し合わせ、すり合わせがなったのか、そこら付近がしっかり新町に受け継がれたのかどうか、今、町長のお話を伺っていると、できればというような話をされておりましたので。

それでですね、まだ全然その、どのようにするか、それから、いつごろから着手するとか、そういう計画が全然まだできていないということのようです。このアンケートの took ったときにですね、ご意見がございましたらということで自由に意見を述べてもらっております。その中にはですね、小さな集落の場合行わない、大幅に遅れるといった際には、単独浄化槽も考えたいと思います。この場合、他市町村同様に補助金制度を設けてほしいとか、自治会3分の2以上で補助対象でしたが、それ以下でも補助事業でやってもらいたいとか、具体的な設置、維持管理費用を教えてくださいとか、戸数が少ないため下水道工事に1戸でも反対者がいれば工事区域から外すと説明されたと、こう何か誤って解釈、住民の方が解釈しているのではないかと思われる部分が非常にあるんですね。今言ったように町で、行政で設置したいと。そして維持もちゃんと行政でやるんだという、やっぱり明確なその基準を設けてですね、そしてその工事の着手についてもですねいつごろからやるんだと、そういうものをしっかり示していただかないと、先ほど言ったように待ってられないから、自分で今年度中にもう処理槽を設置するという方、その方はもう今後、町の下水道の方にはおそらく加入しないんだろうと思います。この意見の中にはですね、何件か設置されているんですが、そこより臭気が甚だしいときがあると。全戸設置したら今より非衛生的になるのではないかと、こういう意見もあります。というのは、結局個々でその維持管理をしていくから、それこそ検査も受けない、それこそ浄化槽の清掃もしない。それでしっかり浄化されない水が側溝に流れ出て臭気が漂っているということだろうと思うんですね。ですから、やっぱりこういう点、

誤って解釈されている方が非常にいるという気がしますので、やっぱりそういう基準を、繰り返しになりますが、ちゃんと設けて、速やかに住民へ説明会を実施するべきだと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田議員がおっしゃった旧峰浜村で設置しようとするそのやり方というのは多分行政設置型で、設置も管理も町でしていくという、あとは分担金、使用料等については同じですと、こういう方向なので、今、町が考えているのと、それは違わないと思います。

それから、いつどのようにという問題ですけれども、先ほど1回目の答弁の際に申し上げたとおり、来年度から事業着手をしたいということで、今、アンケート調査はとりましたけれども、調査をとっただけですので、今度個別の集落の説明会だとか、あとは個別対策をしながら、できるだけ事業採択に向けた基準をクリアするような形で全力を挙げてやってまいりたいなというふうに考えています。

それから、確かにいろんな事情があってですね、その合併浄化槽の事業に乗らない前に新築したりしてやらなきゃならないという人もこれ多分出てくる可能性はあります。その際については、まだ決定ではありませんけれども、やっぱりそういう点については、もう事情でですね集合処理の事業に加入できない方々ですので、やっぱりそういう方々についてはこれから着手しようとする、そういう扱いの人方と何らかの形でやっぱり手を出していく必要があるだろうと町の方では今考えていますので、それがどういうふうな形になるのか、まだ細部まで詰めていませんので、いずれそういう人方に対しても対応を考えていかなきゃならないと思っています。

それから、確かに全部加入すれば逆に排水にね、いっぱい処理水が流れて不衛生じゃないかとかという話もありますけれども、これが例えば個人設置型であれば、個々の人方の管理に任せられるので多分大変そういう傾向がやった中では、やった事例としてはですね出されているところもありますけれども、ただやっぱり先ほど申し上げた行政設置型で、管理もしっかり町の方でしていくというふうなところについては、その後の管理の状態、水質検査含めていろいろやっていますので、十分対応していけるんじゃないかなと思いますので、そういった点も含みながら、できるだけ説明会等でですねそれらの話についても、おっしゃるとおり説明をしながら理解を得ていきたいというふうに考えています。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問はありませんか。

○11番（柴田正高君） 今回回答をいただいた方ですね、既に自分で浄化槽を設置している、単独浄化槽という方が9件、それから合併浄化槽が4件ございます。おそらくよほどでない限り、この方々がですね町で来年度から工事行いたいというような今のお話でしたけれども、なかなか加入されないのではないかなど、こう思うわけです。それこそ町長がさっき言った、町で既に設置したものを買い上げるとか、そういう方式にしないと、なかなかこの方々が今まで自分で設置したのを捨てて新たにという、町のものに切りかえるということにはならないんだろうと思うんですね。

問題なのは、この中で単独浄化槽を設置している9件なんですね。単独浄化槽というのはトイレだけの水洗だろうと思います。問題なのは、このトイレはちゃんと汲み取り業者がおって汲み取ってし尿処理場でちゃんと浄化して処理されるわけですが、問題はこの生活排水なんです。生活排水がそれこそ河川の汚染に一番繋がるわけですので、これを何としてもまず改善しなければならないと。そのための下水道事業だろうと思うんですね。このトイレの水洗化というのは、ちょっと話長くなるんですが、そもそも都会で高層ビルが建ってきて汲み取りで対応できなくなってこの水洗トイレというのが普及してきた一番の要因なんです。トイレは今、環境汚染、先ほど言ったように昔はみんな田畑に還元して、それこそリサイクルを行っていたんですが、今はそういうこと、方はほとんどいないと思っております。ですから、トイレに関してはこういうことではないと思うんですね。

それで2問目の方との関連なんです、ですから私が先ほど2問目で申したのは、生活排水、雑排だけでなくとにかく下水道に加入いただくと。そうすることによって環境汚染が、その生排水されたものが田んぼや何かの用水に流れ込んだり、直接川に放流され、それが海に流れ出て海洋汚染とかに繋がるということになるわけですから、生活排水だけでもとにかくまず加入してくださいと。その場合、料金は幾ら幾ら低く押さえますよというか、幸い来年から峰浜地区と八森地区の使用料体系の一本化をするということですので、これがいい機会になるのではないかなど、こう思っておりますので、ぜひそのときですね、二本立てというのもちょっと抵抗があるような気がするんですけども、そうすることによって幾らか加入率が高まるのではないかと。下水道事業の今抱えている一番の問題点は、やっぱり加入率をいかに高めてですね、使用料金で浄化センターの維持コストを賄うようにすることだろうと思うんです。この加入率が上

がっていかなくて使用料金が今のままですと、当然今使っている方々の料金も値上げしなければならなくなるのではないかなということになると思います。それこそ一般会計から今年度でも3億6,000万円、この3億6,000万円の中には工事費も当然含まれているんですが、この一般会計からの繰り入れがかなり低く抑えられるようにやっぱり努力すべきではないかなと、こう思っておりますので、そこら辺について町長はどうお考えになっているのかお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この下水道事業はですね、確かに生活環境を守るという目的もありますし、それからまた、やっぱり文化的な生活様式に向上させていくという、やっぱり両面のねらいがあると思います。そういう面では、できればまず両方ですね設置、そういう面からトイレの水洗化、それから雑排水の処理、両面からやってほしいとは思いますがけれども、ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、雑排水だけでも加入できることはこれは間違いありませんので、それはその人の事情によってですねいろいろありますので、あえて私の方ではそこまでは否定はしておりません。

それから、雑排水だけの人と水洗トイレもつくった人と料金体系にある程度差を設けた方が加入しやすいんじゃないかというご意見でございますけれども、ただこれ今の峰浜地区の料金体系からいきますと、基本料金に今度は世帯1人幾らとついていきますので、水を使わなくとも結局料金をとられていくという仕組みになっています。したがって、こういった今の状況をですね、今これから検討するわけですがけれども、そういうものを変えていくことによって、当然一般的に水洗両方繋いでいく人よりも雑排水のみにすれば水量も足りなく、それだけ料金に跳ね返って低くなるというそういう状況になりますので、やっぱり料金上のそういう問題を改善することが大事ではないかなと思っております。

あとは議員がおっしゃるとおり、これ下水道事業もですね多額の投資をしているわけですので、この後の運営を考えると、どうしても加入率の向上というのは、これは欠かせない課題でございます。したがって、今、設備いろいろでき上がっていきますけれども、この後の最大の課題は、いかにこういう加入率を高めていくか、そのことによってやっぱり財政負担もですね、それなりにスムーズにいくということになりますので、そういう点についてはこの後我々も全力を挙げて頑張っていかなきゃならない考えと私は同じ認識でございます。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番。

○11（柴田正高君） 今、町長からご答弁いただきました料金の統一についてなんですけれども、ご存じのとおり峰浜地区は定量制といいますか、人員制といいますか、そういう料金であります。八森地区は従量制、水道料金の何%か増しということで徴収されております。いずれどっちに統一するにしても、この料金体系というのは問題があるわけで、峰浜の場合はまず住基に基づいて人員を確定しております。そうすれば、それこそ家を離れてアパート暮らししている学生さんやグループホームに入っている方々など、実際その家に住んでいない人の人員もカウントされて料金に跳ね返ってくる。それから、従量制であればまた、峰浜地区のことは農家が多いわけで、私の場合も春、育苗時期になれば水道で毎日みたいなハウスに水をかけるわけです。それこそ下水管に流れ込まない水の分も下水道料金払わされることになるということで、両方とも問題があるわけですので、そこのところはしっかり議論をして、それこそ不公平感の生じないような料金の、新たな料金体系を構築していただきたいと思います。

それこそ先ほどから何度か申し上げましたけれども、この加入したくない一番の理由が多額の工事費がかかるということなんですね。これを幾らかでもこれ払っていただくということが加入率の向上に繋がるんだらうと思います。町でもいろんな助成制度を設けておりますけれども、さらに今私が言ったように雑排だけの加入でも、今のところは雑排だけの加入でもいいですよというような下水道課の説明ではないと思うんですね。下水道法の関連もあって、それこそ供用開始3年以内にトイレの水洗化も含めて加入しなけりゃならんということに確か下水道法の11条だったかと思うんですが、それに明記されておりますので、ただ罰則や何かそんなもの全然ないんでね、だから町長は先ほど雑排だけの加入でも認めているということの答弁だったらうと思うんです。ですから、雑排だけの加入でもいいですよということをもっとPRしていただければ、幾らかでも加入率のアップに繋がるんじゃないかなと、こう思うわけですので、そこら付近そういう考えがあるかどうか最後になりましたけれどもお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ料金の統一については、かなり違いがあって、これ合併協議でなかなかまとまりきれなかったということで、合併後に調整しましょうということできた経過がございます。それだけやっぱりいろいろかなりの違いがあって、最後まで残された課題でありますので、いろいろ抱えている問題点を全部整理をしながら、この

間、水道料金の統一については一応検討委員会の方から一つの答申を受けましたけれども、下水道についても早晩すぐ資料をですね整えながら委員会で検討してもらう予定になっております。

いずれいろんな問題、さっき言ったように下水道の排水以外の、特に使う人もいると、特に農業関係うんぬんの話もありましたけれども、やっぱりそういうところによってはですね、全く生活に使うものと、そういうものに使うのと別な水道の設置をしながら対応をしているというところもこれは中にはあります。そういうやり方も多少はあるんじゃないかと思います。

それから、雑排水の関係については、これだけでいいですよというそれだけ全面に出してPRすることがいいことなのかどうかのかね、やっぱり下水道本来のですね、そういう話をしながら、その中でこれでもいいですよという話は当然その中でお知らせをしていくということはあると思いますので、そういう配慮をしながらこの後もできるだけ加入促進に頑張っていきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん、よろしいですか。

○11番（柴田正高君） はい、終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） おはようございます。

議席番号5番の佐藤克實でございます。

はじめに、生ごみのゼロエミッションについてを質問したいと思います。サブタイトルに八峰町の農業振興策ということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

①の質問であります。循環型社会の構築が叫ばれて久しいわけですが、資源ごみとして瓶やペットボトル、食用廃油など分別収集が進められておりますが、当町が排出する生ごみのそのほとんどが焼却されて地球温暖化のCO<sub>2</sub>排出量を増やしているだけだと思います。

現在、当町ではコンポストの利用などで生ごみがどれだけの量、割合が資源として利用されているかをまず伺いたいと思います。

2つ目、生ごみの処理方法には焼却処分やバイオなどで消滅する方法、堆肥として資源の再利用をする方法などがあります。私が今回質問するのは、資源としての再利用で、生ごみのゼロエミッションの考え方、そして取り組みについてであります。

全国でもゼロエミッション構想を機軸としたエコタウン制度で20以上の自治体が既に取り組んでおります。過去に私も屋久島町や山形県の新庄市であったと思いますが、その取り組みを視察したことがございます。堆肥としての循環型資源として農業に生かされ、とりわけ屋久島町では生ごみのみならず全てのごみを再利用に回す徹底した自然環境にやさしい循環型社会が根差しておりました。

当町でも生ごみを有機肥料としての資源化を図り、高騰した肥料代の削減や土壌改良剤としての利用で八峰町の農業振興を図ってはいかがなものかと考えます。さらには、そのことが肥料づくりや二次発生的に農業に携わる雇用の創出にも結びつくと考えられます。

また、生ごみの再資源化、循環型社会の構築は、将来的には子供たちの食育や環境学習にも教育的効果があると考えられますが、生ごみゼロエミッションの考え方、取り組みの考えについて町長に伺います。

大きい2番目の質問であります。民主党中心の政権の影響について伺います。

最初に、このたびの衆議院選挙の結果は歴史的な自民党の敗北で、自民党中心の政権交代が現実になったわけで、国政とのパイプが細まったとも言えます。これにより、今後、町の財政や総合振興計画に影響があるのではないのでしょうか。また、事業の当面の見直しの必要が発生してくるのではと危惧していますが、町長は政権交代への対応について、どのような認識をされているのか伺います。

マスコミの報道にもありましたように、自民党には不満、民主党には不安、政権交代にもいろんな考えが交錯した選挙だったと思います。結果、民主党の会心の大勝利となったわけでして、しかしながら町民の多くは地元候補者に投票しているわけでありまして、民主党中心の政権に不安を拭いされないのではと私自身も心配しております。そういう意味もございまして質問しているわけでありまして、答弁の方をよろしくお願いしたいと思います。

2つ目、民主党の公約とも言えるマニフェストの知る限りでは、景気の対策に乏しく、景気が二重底を突くとも論評する方もおります。自民党政権ではこの1年目で不況から底を打ち、あと2年で景気を回復させると自信をあらわにしていて、ようやく景気の回復に先が見えたかと胸をなでおろしていた矢先でした。町の経済対策交付金活用等事業にも積極的に、かつ効果的に執行されていて、町長の姿勢や英断に敬意の念と感謝をしているところです。もちろん時限付きの事業もございまして、現在行われている緊急雇用

等の対策が今後、存続・継続できるのかととても不安であります。幹事長の人事に決まっている小沢さんは、日本のふるさとである地方を立て直す、そこから全てが始まると言っておられます。何よりも農業の元気で自立再生を図るため、公約の柱でもある個別所得保障制度の創設が実現したら、農業県であるこの地域は本当によくなると私自身も期待を持つ一人です。

また、子育て支援の1人月額2万6,000円、年31万2,000円の支給などすばらしい約束をしておられます。

しかしながら、どうしても財源に未曾有の不安があります。既に予算措置している農業関係の補助金の交付に待ったがかかっているのもございます。来年度予算の大幅な組み替えも行われるようです。今後の経済対策について、町長の知り得る範囲でお知らせをお願いしたいと思います。

以上でもって質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、当町での生ごみの処理の、どれだけ資源として利用されているかのご質問であります。生ごみの利用状況は正確には把握をしておりませんが、個人的にコンポストや市販の生ごみ処理器を購入して家庭菜園や畑に利用している方は見受けられません。

合併前のことですが、ごみの減量化や循環型社会への啓蒙のため、旧町村単位でコンポストの購入補助や生ごみ処理用薬剤の購入補助を実施したこともありますが、年々利用者が減り、補助を終了した経緯もあります。

特に今回のご質問にある農業振興策としての生ごみの利用は、これまで取り組んでまいりませんでしたし、このための生ごみの分別収集も行っておりません。

生ごみを農業用の資源として利用する方法としては、一つは、最も経費のかからない方法として生ごみを直接畑の土に混ぜることです。しかしながら、水分が多くて腐りやすい生ごみの一部が畑の表面に露出して悪臭を発したり、ハエがわいたりするほか、生ごみの運搬の課題や畑に使用後1カ月以上放置しなければ作物が栽培できないなどの理由により、家庭菜園であればともかく、農業としては成立しないと言われております。

2つ目としては、生ごみを肥料化する方法が考えられます。肥料にするためにはプラ



ント設備が必要であり、町でプラント設備を建設するか、あるいは現在あるプラント設備に処理を委託する方法が考えられます。

町でプラント設備を建設する方法については、試算したことはありませんが、相当経費がかかるものと予想されます。果たして八峰町が単独で建設して採算がとれるかどうか疑問であります。

また、現在ある施設の利用については、生ごみを肥料化する施設が近くにないので、処理を委託する方法もかなり難しいと思っています。

したがって、2点目のご質問にある雇用の創出や循環型社会への転換に結びつくのではないかということについては、確かに肥料化のプラント建設や肥料化処理を委託することにより雇用の創出に繋がることにはなりますが、今述べてまいりましたように費用の問題などがあり、現時点では農業振興策としての生ごみの利用は困難であります。

「当町の今後の生ごみゼロエミッションに対する考えと推進に当たっての教育的効果についての考えは」ということですが、廃棄物として生ごみをゼロにするということは、なかなか難しいことだとは思っています。発生した生ごみを利用できれば、生ごみを分別収集することも考えられるわけですが、農業振興策としての生ごみ利用も困難な状況であり、農業以外の利用方法も限られたものとなっております。

このような状況にありますので、町としては生ごみだけでなくごみ全体の減量化としての取り組みを継続していきたいと考えておりますし、町民の皆様からも今まで以上にごみの減量化にご協力をお願いしてまいります。

また、ごみの減量化や循環型社会の構築のためには、やはり子供のころからの教育が大事であると思います。学校教育でもこれらのことについては学習してきておりますので、これからも教育委員会を通して物の大切さやごみの減量化、そして循環型社会を目指す教育を推進してまいりたいと思っております。

次に、民主党中心の政権の影響についてであります。ご承知のとおり今回の総選挙は、300を超える議席を獲得した民主党の大勝、一方、衆議院で3分の2を超える数を誇っていた自民党政権が一夜にして4分の1以下の勢力に転落するという大敗に終わりました。野党第一党が単独過半数を確保し、政権交代という歴史的結果に終わったところではあります。

その原因については、マスコミなどで色々と分析され、論評されておりますが、私としては長期にわたる自民党政権下における消えた年金問題、ワーキング・プアに見られ

る雇用の問題、産業・医療などにおける中央と地方との格差などが批判され、加えて、社会全体に漂う閉塞感から抜け出したいという思いが新しい政権・新しい政策を求める国民一人一人の強い意志表示として今回の結果になったのではないかと受けとめております。

民主党はマニフェストで年金・子ども手当・農業の戸別所得補償に関する約束や雇用・医療・地方分権・外交などの提言を掲げて勝利しました。マニフェスト自体には法的拘束力はないのですが、これを実現可能にするためには法律の整備や財源の裏づけが必須となります。いわゆる政策実施能力や政権担当能力が問われることとなります。政権党のマニフェストとして見せかけに終わることなく、国民の負託にこたえていただくことを強く望むものであります。

政権交代が実現したとはいえ、選挙終了からまだ10日余り、首班指名、新内閣の組閣もこれからです。16日の臨時国会での鳩山首相の指名と鳩山内閣の誕生を待たなければならない政権移行期にあります。

このようなことから、佐藤議員のご質問にある「政権交代への対応」については、今は静観の時期・待ちの状態と言わざるを得ません。今後の動向を見守ってまいりたいと思います。

ただ、選挙期間中から「無駄な事業」や「補正予算」の凍結・見直しを表明しております。この2日には、政権移行を円滑に行うため、駆け込みで補正予算を執行しないよう自民党にクギを刺しております。これを受けて、国段階では八ッ場（やんば）ダムの入札凍結や事業執行の一時停止という動きが出てきております。

地方段階に目を移すと、総務省の説明では既に地方自治体に交付が決定した補助金を国に返納させるには、天変地異などやむを得ない状態がなければ難しいとしておりますが、今後決定される補助事業については不透明な要素が見え隠れしていることもあり、今後の推移を見守ってまいりたいと思います。

次に、町の財政や総合振興計画への影響とそれに伴う事業の見直しというご質問であります。マニフェストを今年度予算に反映させるためには、追加の補正予算が必要なほか、来年度予算編成など政治日程に照らして大変厳しいと報じられています。民主党の政策が本格的に予算に反映され、町の振興計画との絡みが出てくるのは来年度予算からではないかと考えております。

8月末には国の来年度予算概算要求は出そろったものの、民主党の政策と方向の違う

内容が多いため、概算要求そのものが白紙に戻ることも予想されるとの報道があります。まだまだ政権移行期にあるため、政権が実際に動き出し、施策が明らかになった時点で財政や総合振興計画の整合性を図ってまいりたいと思います。

次に、「現在、町が実施している緊急雇用等の対策が存続されるのか」とのご質問ですが、町では秋田県に設置した基金を活用して、ふるさと雇用再生事業と緊急雇用創出事業の2つの事業を実施しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、既に地方自治体に交付が決定した補助金の執行を停止させることは不可能との総務省見解が示されておりますので、たとえ政権交代だとしても実施中の事業には影響はないものと考えております。

ただ、新政権となる民主党が財源確保のために注目しているのが、補正予算で数多く措置された基金の未執行分だと言われておりますので、これについては今後の動向を注視してまいりたいと思います。

また、産業振興課が担当する「雇用創出事業」と企画財政課が担当し今定例会に追加補正しておりました「環境にやさしい住まいづくり応援事業」については、普通交付税を財源とした事業であります。国の補正予算とは直接関係するものでありませんので、今年度の事業実施には影響ないことを申し添えておきたいと思います。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 5番議員、再質問はありますか。5番佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） 先ほどのご答弁で生ごみのその処理にプラント建設にはかなりの投資がかかるというお話でございました。以前、屋久島を訪れたときのその生ごみの処理状況、そして新庄とか、あるいは山形では長井市とか生ごみの堆肥化をやっているわけですけれども、それほどの投資でなくてもできそうな感じがしますので、これからです、もうちょっと研究していただければと思います。方法としては、八峰町だけではなくて、やっぱり八峰町が主導になって、やはりそのプラント建設をやはり手がける方策までやっぱり考える必要があるのではないかと思います。民主党が中期的にはCO<sub>2</sub>の削減25パーセント、長期的には50パーセントという方向性を出しているようでもありますけれども、今後こうした取り組みに関しては国でもやはり補助率の高い補助金・交付金を出してくるのではないかと想像されます。白神山地の郷の町としてですね、やはりこうした取り組みが八峰町のイメージを高くしてくれると思いますので、八峰町のお米や野菜、いろんな産物がやはり全国にいいイメージで流通していくのでは

ないかと考えます。そういう意味で、もう一度ですね、この雇用の創出の観点からもですね、再検討をお願いしたいと思っておりますけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今いろいろお話ございました屋久島の事例とか新庄、長井の事例が具体的に提案ありましたけれども、実際私もちょっと不勉強です、そこら辺の状況をつかんでおりませんので、この後いろいろですね研究をしてみたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、この白神のこのふもとです、そういう環境にやさしい取り組みをしながら、しかもそこで採れたいろんな農産物とかですね、売っていくということにはイメージアップにも確かに繋がるとは思いますけれども、いろいろその事業と、それから効果なども十分考えながらですね、この後私も研究してみたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、ほかに質問はありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 2点目の民主党中心の政権でございますけれども、今、勝利して、まだ組閣がなっていないわけでありまして、今後どういうふうな方針でいくのか、まだまだ想像しきれない点があると思いますし、マニフェストでは素晴らしいことがたくさん並んでいまして、実際のところあれが本当に全て実現すれば日本の国民の生活がどれほどよくなるのかなって、非常にこう期待しておりますけれども、要は財源だわけでありまして、やはりあめとむちが同時にやってくるのかなと大変心配しているわけでありまして、しかもまた4年後には消費税を15%以上にして、それを全て年金の給付に回していくとか、いろんな話が出てきているわけでありまして、その辺をですね、やっぱり行政としてしかっと見届けながら、今後の行政運営に当たっていただきたいと思っております。これは答弁はらないと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。5分間の休憩としたいと思います。11時10分まで、よろしくご協力願います。

午前11時06分 休 憩

午前11時12分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

6番議員の一般質問を許します。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 6番、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、後発医薬品の利用についてです。

厚生労働省では平成14年度から診療報酬において後発医薬品の使用促進を打ち出しております。医療用医薬品で特許の切れた医薬品と成分・規格が同一で、臨床試験等を省略して承認されたのが後発医薬品で、一般的には「ジェネリック医薬品」で耳に慣れております。開発費用のかからない分、ものによっては3割から8割も価格の安い薬品です。さて、①として、当町の医療費の中で占める調剤の額、割合はどのくらいなのでしょう。②患者の医療費の負担軽減にもなるし、町の医療経費節減の観点からも、町営診療所や一般住民にも積極的に後発医薬品の使用促進を図ったらいかがでしょうか。今後の対応についてお伺いいたします。

次に、新学習指導要領と学校図書についてです。

教育基本法がおよそ半世紀を経て改正されて、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の理念が定められております。それらに基づいて平成20年、新たに学習指導要領が出ました。それについて①教育長として新学習指導要領についてどのような感想をお持ちでしょうか。簡潔にお聞かせください。②それに沿って今後当町ではどのように進めていかれるのでしょうか。③今年度、臨時交付金事業を活用して学校図書の充実を図っておられるようですが、学習指導要領の基本的な考え方と学校図書の役割についての考えをお尋ねいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

はじめに、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山あつ子議員のご質問にお答えいたします。

まず、後発医薬品の利用についてであります。

後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品につきましては、議員のご承知のとおり医師の処方が必要とする医療用医薬品のうち、先発医薬品の特許が切れた後に開発メーカーとは別のメーカーが有効成分、用量・用法、効能及び効果が同じ医薬品として、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された新薬より安価な薬であります。

国においても先発医薬品より安価な後発医薬品の活用は、伸び続ける医療費の抑制に繋がることから、後発医薬品の普及を推進しておりますが、数量ベースでの普及率は、

アメリカ、イギリス、ドイツなどでは5割近くを占めているのに対し、日本では1割程度にとどまっていると言われております。

ご質問の件ですが、1点目の医療費の中で調剤の占める額などについてですが、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計決算においては、医療給付費として約6億2,552万3,000円を支出しておりますが、そのうち調剤報酬は約1億3,042万2,000円で、医療給付費に占める割合は20.9%となっております。

2点目の後発医薬品の使用導入を図ったらどうかとのことについてですが、当町の国保会計においても医療費の抑制は安定的な運営のために欠かせないもので、後発医薬品の普及を図るため、今年度の国保会計に後発医薬品の普及推進のための予算を計上しております。

後発医薬品が普及しない要因としては、後発医薬品に対する情報提供が少ない、信頼性に不安を感じるなどがあるとされておりますので、町では、この10月の国民健康保険証の更新時に「ジェネリック医薬品希望カード付きのパンフレット」を送付し、被保険者の方に後発医薬品のことを知っていただくことから始めたいと考えております。

また、先般開催された八峰町国民健康保険運営協議会では、国保会計の負担軽減のためにも各種検診事業の推進と後発医薬品の普及促進が重要であり、後発医薬品普及に向け早急に取り組みが必要とのご意見がありました。

今後の対応といたしましては、後発医薬品の普及に向けて町内各種団体にも呼びかけながら、町民の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番目の新学習指導要領については、教育長の方から答弁します。

○議長（阿部栄悦君） 次に、教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山あつ子議員のご質問にお答えします。

最初に、新学習指導要領についての私の感想であります。平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、議員ご質問の要旨のとおり、新しい理念が定められました。

また、この教育基本法の改正を受けて、平成19年6月には学校教育法の一部が改正され、新たに義務教育の目標が規定されると共に、翌20年1月には中央教育審議会より学習指導要領の改善に関する答申が出されて、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領が全面実施されることになりましたが、今年度から基本方針に沿った形で可能なものから移行措置として先行実施しているところであります。

現行の指導要領は、平成元年から14年にかけて、変化の激しい次の時代を担う子供たちに必要な力は「生きる力」であるとして、さらには「ゆとり教育」と称して、教育内容と授業時数の大幅な削減、総合学習の創設、中学校における選択教科の授業時数増加などが行われ、平成14年度から学校週五日制が完全実施された経緯があります。

その後、学校教育の現状や課題について十分に把握する必要がある、2つ目として国際学力調査の結果にみる学力や学習意欲の低下傾向、3つ目として義務教育の質を保證する仕組みの要請を背景に、児童生徒の学力の状況の把握や分析、これに基づく指導方法の改善や向上を図るために全国的な学力調査の実施など適切な方法について速やかな検討を進め実施すべきであるとして、平成17年6月には経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005が閣議決定され、さらに中央教育審議会の答申による新しい時代の義務教育を創造するなどを踏まえて、今回大幅な学習指導要領改善がなされたものであります。

さて、前段による一連の流れによりまして実施される新学習指導要領は、「生きる力」を育成するという基本理念はこれまでどおり継承され、理念を実際にあらわす手だてが現行の学習指導要領に比べて明確になり、大きく改善・確立されたと受けとめております。

具体的には、学力の基盤としての言語活動の充実、外国語活動の小学校高学年への導入、小・中学校の理数科教育の充実などが今回大きく改正された3つの内容であります。これらを着実に進めることが大切であると私は考えるものであります。

2つ目としての質問としまして、これを受けて、今後、八峰町ではどのように進めていくかのご質問であります。前段で申し上げました完全実施までの移行期間におきまして、小・中学校とも基本的には文部科学省の定める先行実施計画に沿うと共に、学校の裁量に関わる内容については、学校の判断を尊重し、教育委員会といたしましては、そのために誠心誠意対応してまいります。

特に我が町の場合は、町当局、議会の皆様の格別のご理解をいただき、先駆けて学校に対してハード、ソフトの面で新学習指導要領改訂に伴う様々な支援を行っております。

支援の主なものとしては、町内全小・中学校に配備した電子黒板であります。小学校では主に英語の授業に、中学校では各教科自由に活用できるようにしており、今後は主要教科のソフトの充実に努めてまいりたいと考えております。

また、国の補助を利用して、小・中学校の理数教育の充実のため、理科教材の配備に

つきましては、文部科学省に事業要望いたしましたところ、今般事業の内定を受け、本議会において昨日可決していただいたところであります。

3つ目のご質問であります。次に、新学習指導要領の基本的な考え方と学校図書の役割についてであります。前段でも申し上げましたが、「生きる力」をはぐくむという基本理念は、新しい新学習指導要領においてもそのまま引き継がれております。

この「生きる力」の育成のため、重要視されている手だての一つに学力の基盤である言語活動の充実があります。言語に関する能力をはぐくむ読書活動の充実が不可欠であり、国語科はもちろん、各教科等において発達の段階を踏まえた指導のねらいを明確にして読書活動の推進を図ることが重要な条件であり、その条件を整えることがまた学校図書の役割であると思っております。

今年度は、国の経済危機対策臨時交付金事業を利用させていただき学校・ファガスの図書室の充実、さらには峰栄館に新たに図書室を設けるため現在準備中であります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問はありますか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 1番目ですけれども、欧米ではもうジェネリック医薬品の活用が50%を超えていて、日本では16.7とか8とかという17%弱なんですね。でもこの先、このような医療費の高騰の状況で使用率は徐々に上がると推測されております。病気の種類、あるいは程度にもよるし、もちろん本人の希望、選択にもよりますけれども、医療費抑制の対策にはこのジェネリックの使用促進が有効な手段であるし、何よりも患者本人の負担が軽くなることなので、健康教室等いろいろな場で広めて理解を深めてもらうことは大変良いことだと思います。なおかつ町内のこの調剤薬局でも処方箋を持ってきた人には、厚労省や薬剤師会のパンフレットを見せて積極的にこの使用を勧めているところもありますので、当局からも改めて町内に何軒かあるこの調剤薬局屋さんにもお願いするのも方法じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山議員の質問にお答えいたします。

先ほど私も申し上げましたけれども、さっき議員がおっしゃったように、普及率からいくと日本は非常に低いというふうな状況ははっきりしています。それだけまだ住民がですね、このジェネリックに対する理解がされていないということが根底にあると思います。したがって、まずこの後発医薬品はどういうものなのか、どういうふうな扱いで



これを受けることができるのか等をですね、今回初めて私の方でもパンフレット等を行いますけれども、そういうものを活用しながら、あるいは各種団体のいろんな会議の場でもですね、そういうふうなものを普及させていきたいなというふうに思っています。

ただ、町内の今、薬局の話ちょっと出ましたけれども、機会があればですね、これは話すことはやぶさかではありませんけれども、薬局だけでなく、これはお医者さんの側の考え方も非常に強くありまして、例えばお医者さんも急性期の治療についてはとにかく新薬を使いたがるということで、どちらかという安定期といいますかね、そういうものはある程度ジェネリックを処方しているような傾向があると伺っております。したがって、そういう意味で病院のですねそういう先生方の考え方もあるのは事実でありますので、この間、山本組合病院の運営委員会でもこの件がちょっと話題に出まして、町側の方からもこの推進方についてのお願いをしたところでございます。

そういう背景にはまたこの新薬に伴ってですね、病院側、あるいは薬局側で収入の関係にどう影響するのかという問題が一つあるようであります。ただし、問題は我々、国保会計とか扱っていく立場からすると、医療費全体を抑えていく、さらにはまた個々の支払いの軽減を図っていく立場からすると、どうしてもこれをですね推進していくことが大事な課題だと思っておりますので、我々も一生懸命これは普及に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） それから、2番目の教育に関することの再質問です。

先ほど教育長の答弁の中で、学校の判断を、その物事の内容によっては学校の判断を尊重し、誠心誠意対応していくということをお話されていましたが、教育長のその姿勢、考え方が学校現場の教師のやる気を起こして、児童生徒の学力向上の一役にもなっている面ではないのかなと感心いたしました。そして、それを受けてですね、2番目のその、今後その進めていく上での課題、あるいは何か問題とかというのは見えるものなのでしょうか。

それから、③については、今、ゲームソフトや何かに夢中になっている近ごろのこの子供たちに、読書の推進を図っていくということは、思慮深い人間形成、あるいは生きる力の育成に大変役立つものと考えられます。学校図書への配備には文科省の何か基準があるものなのですか。そして、図書室のこの充実の充実度、配備状況というのは、県内における…その比較するのも悪いんですけども、県内における状況というのをわかる

範囲で教えてください。

それと、先ほどファガスの図書室の充実、それから峰栄館にも新たに図書室を設けるというお話でしたけれども、これは町民のためにも大変結構なことと思われま。このことで町では、例えば臨時でもパートでもよろしいんですけれども、図書館司書の資格の持っている人を配置するという考えはあるのでしょうか。そして、峰栄館のその図書室のでき上がりはいつごろになるのですか。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山あつ子議員の再質問にお答えいたします。

何か問題があるのかというご質問でありますけれども、今一番危惧しているところは、特殊学級に入るまでいかなる障害を持つ子供さんは、我が町は学校生活サポートということで臨時職員で、しかも学校の先生の資格、また、児童教育の履修をした方、それ同等の大学で履修をされた方を採用しております。現在6名の子供さんに4名の先生を採用しているところでございますが、これは平成19年までは県の方で補助金を出してあったわけですが、交付税算入されているからということで削られた経緯がございます。私の方ではこれは本当に秋田県で我が町だけだと自負しておりますけれども、おかげさまでこのような形で学校の先生が授業に、担任の先生が授業にサポートの先生と一緒に専念できるという大変な利点があって、これがまたこの学力の向上になっているのだなと思っておるわけでありまして、若い人たちが就職、先生の任用がなくて都会の方に出て行って先生をされると。そして残っている家庭の主婦の資格を持った先生方が今、学校の講師登録をしないかということで県で盛んに働きかけている状況でありまして、我が町で採用している先生の資格を持った方々にも触手が伸びてきているわけでありまして。

また、その弱い子供たちが増えつつあります。おそらく来年もまた2人、3人入ってくるような状況でありまして、どうしてもやはりサポートが必要な子供さんにはつけなければならないわけでありまして、先生の資格を持った専門の教育を受けた方が少なくなつて探すのに大変かなということで、現在いろいろと手だてを考えているところでございます。これが本当に今一番心配しているところでございます。

平成19年に文科省で各町村の学校図書館図書標準達成状況の調査がありました。その最新の調査によりますと、町村別に達成状況が報告されておりまして、統合する前であ

りますけれども八峰町小学校は約40%、中学校は50%であります。秋田県の平均を見ますと、小学校が66.9%、中学校が78.3%になっておりまして、まだ学校の図書整備については、これから力を入れていかなければならない問題だなと思っております。

それから、図書館司書の関係でございますが、現在、教育委員会学校教務課に図書館司書の資格を持った職員が1人おります。平常の仕事のほかに、今、私答弁した仕事について一生懸命頑張っておりますが、幸いなことに県の事業で臨時職員を採用して町に図書館司書を派遣する事業がありました。それをお願いして現在8月から来年の3月まで町民で資格を持った方が教育委員会で、学校教育課の職員と一緒に今仕事をしております。この事業は今年度から23年度までの事業であります。政権が変わったことによりまして、これも切られる可能性もあるのかなという感じがいたしております。管内の状況を見ますと、藤里町、それから三種町の図書室も教育委員会に臨時の司書の資格を持った方を採用しておりますし、能代市は図書館ありまして5名の司書の資格を持った方が仕事をしております。23年度までできれば引き続きこの司書を派遣してほしいということでこれからお願いいたしますけれども、もしできなかった場合については、これからまた改めて検討してまいりたいと思っております。

それから、峰栄館に図書室を設けるということで、今、たぬき文庫ということでロビーに本があります。利用されている方は非常に喜ばれておりますし、あそこで本を読む、非常にいいわけですが、読まれない本については非常にまたごみがかかっておるような状況でありまして、図書室を設けたいと思っております。図書室をつくるためには県立図書館の指導を受けて現在、今、検討中でありまして、2階とか、また死角になっている部屋は今は図書室にはなっておらず、一番人の目につくようなところが図書室としてオープンスペースで利用されているのが大概のところの新しいところの図書室となっております。峰栄館の場合もそういうスペースがありますので、今それを検討しようということにしておりますが、案ができ上がったときには、また議会の皆様方に提示して指導いただきながら、いい図書室をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに6番議員、質問ありませんか。はい、6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） ただいまの答弁の中で健常な子ばかりでなく、弱い、特殊学級までもいかないうちの子供たちが何人か増えそうな感じで、そのそのサポートする先生

を確保しなければならないという話でしたが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これで6番議員の一般質問を終了いたします。

続いて、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） ちょっと体調不良で、まだ本調子でないので、支離滅裂な話をするかわかんないけども、ご了承願います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずはじめに、合併しての効果についてお伺いいたします。

はじめに、この合併は1市7町村が合併しようということで、いろいろとやりましたが、いろんな弊害がありまして、最後には八森町と峰浜村が合併して今の状況になりました。そのときは、もうそれでもう4年になろうとしております。産業の違い、また、習慣、風俗、いろんな違いがありまして2つが一緒になりました。それで今現在、まだその合併時にいろんな問題をすり合わせ、協議をしてまいりましたが、いまだまだそれを全部解決していないような形になっておりますが、その効果として町長は合併してよかったかと、これは絶対合併してまずいなということと言わないでしようが、2つが一緒になって本当によかったかと思っているのか、そしてどのようなその合併の効果が変わっているのか、また、違うデメリットがあったのか、そして職員のいろんな資質の問題もございます。この中でも何度か数名の議員の方が職員の問題に対してもいろいろと質問をしております。いまだに町長は何度か職員を集め、訓示を述べ、いろんなことを言っているようですが、私にしてみればまだなかなか直ってないなど。いい方に合わせるべきなのか、悪い方に合わせるべきなのか、そうしたときにはたいていは悪い方に合わせていくのが常套でございます。今の場合は、まだどちらに合わせていっているのか、普段見ますと職員らしさというものがあまり見えない。ひげを伸ばしたり、服装、私も服装は悪いときもあります。だけども髪がぼうぼうとなったり、こっちの方から「おはようございます、どうも」と言わないと、スッと横を見ながら歩くのが多分かなり多いんじゃないか、皆さんもご承知のとおりだと思います。これから今後、この2つの町がよくなるために、町長はこのいい効果、悪い効果をどのようにして進めていくのか、今後さらにまたいろんな問題をこの先町長としてやっていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、防災についてお伺いします。

我が町は昭和58年5月26日、日本海中部沖地震、あのときは多大な被害が被りました。それ以来、幸いにあまりの被害がないのが本当によかったなど。ただその中で大きかったのは峰浜庁舎の1名の犠牲者、またさらには個人的にも1人の犠牲者が火事によって出ましたが、あとは豪雨・災害などでは山が崩れたり田んぼの中に水が入った、そのようなことでございまして、本当に人災事故がなかったのが幸いと思っております。

だがその反面、災害について鈍感になっているんじゃないかなど。今は防災無線もありますし、本来ならば天気予報もすごく発展しておりますので、前もって雨が降る、何が風が吹くとかわかると思いますので、もっと防災無線を活用し、住民にいろんなことを提供していかなければいけないと思いますが、それが人に言われてやっているような感じも見受けられるし、もっともこの災害については敏感になるべきだと思います。それはみんな一生懸命なって頑張っているのはわかりますが、前の日にどういう具合に雨が降ってきている、風が吹くということがわかるんですから、そうすれば夜でも、それは職員の人でも大変です。町の中を見て歩くとか、今でかっても電気が消えているところがいっぱいあります。この災害というのは明るいきだけくるわけじゃないですから、夜、夜中、どんなときにくるかわからないのが災害です。夜中にきた場合は、真っ暗闇の中で仕事をしなきゃいけない。だから今後はもっと町の巡回をして、どこが暗くて、どこが危ないかということをしちんと調べてもらいたい。

後でまた第2の質問でいろいろとまたやりますので、今これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

我が町は、合併して4年目を迎えていますが、平成の大合併も早いところでは5年目に入っており、それぞれの自治体の特徴が出始めてきたのではないかと思います。

また、平成の合併が一区切りつき、その総括も十分に行われないうまま道州制の議論が出てきていることもあって、最近マスコミや経済団体などでも合併の検証の話題が取り上げられております。

議員から求められているように、私としても今次合併について検証をしなければならない時期と考えておりますが、執行者の立場からだけでなく、住民の目から、あるいは議員の皆さんの目から、産業団体の目からなど幅広く検証してみる必要があるのではない

いでしょうか。

全国的に約6割、全県的に約4割となった自治体の中でも合併を選択しなかったところ、大規模合併をしたところ、我が町のように2町村で合併したところと様々であり、そのケースごとの成果、欠陥についても検証してみる時期ではないかと思えます。

平成の合併を振り返ってみると、各地方自治体が地方分権の方向性や行財政基盤の確立などが課題となる中で、三位一体改革では地方交付税が減らされ、一方で国・県の合併支援策というあめとむちとも言える形で中央主導の合併促進が図られたことが特徴的であったと思えます。

この地域の合併は、当初、議員が指摘したように広域合併を目指し、様々な経過をたどり、結果として2町村合併となったわけではありますが、これでよかったのかが問われていると共に、この評価が住民の満足度にも関係してくるのではないかと思えます。

今、石塚議員から問われておりますので、不十分な検証ではありますが、少しばかり私なりの考えを話してみたいと思えますが、総体的に合併してよかったかと問われれば議員の言ったとおりのよかったと答えます。

この3年半で、この秋予定の関東ふるさと会統合含め、官民間わず組織や団体の一本化が進み、新町の旗のもとに一体感が図られてきたものと思えます。

また、合併支援策を有効に活用しながら、新町建設計画の事業を着実に進められてきたものと思っております。

峰浜庁舎全焼というアクシデントもありましたが、合併特例債によって新庁舎を建設できたのも一つの効果であると思えます。

心配された財政についても、このたび示したとおり、4指標においても健全域であるように、合併による特別職や議員の減、退職職員の5分の1採用、組織統合の経費減等で健全化に向かっているものと思っております。

両町村で違いのあった制度・政策についても、ほぼ調整が図られ、八森地区のごみステーション化実施や集会所の調整も進んでおり、上下水道の料金統一が残された大きな課題ではありますが、新年度から新料金が実施できるように鋭意努力しているところであります。

職員についても尋ねられておりますが、当初は同じような仕事をしてきても手順に違いがあったり、初年度に庁舎火災の復旧など予期せぬこともあったり、多少は気質の違いなどもあったと思えますが、この約3年半の間に人間関係も生まれ、人事交流によっ

てお互いのよいところを吸収しながら少しずつ職員の資質も高まってきております。

しかし、一方では新町になってまだ約3年半しか経っていないと見ることもでき、全てが解決されたわけではないと思っております。

旧町村が歩いて来た長い時間の間につくり上げられてきた地域イヅムや、よって立つ産業基盤の違いもあり、全町民の意識が一体化するには、一年一年の時間の経過が必要であり、町の風土として定着するまでは歴史的な経過が必要だと思います。その意味からも、合併について住民の立場からも検証していただくことは大事なことであり、これからも町政を語る会や地域の行事など、様々な機会を通して町民の声を聞きながら合併効果を最大限生かしながら、小規模ではありますが八峰町でよかったと感じてもらえるようなまちづくりに努力しなければならないものと思っております。

石塚議員の立場からも十分総括をしていただき、ご教示いただければ幸いに存じます。

次に、防災についてのご質問にお答えします。

早いもので日本海中部地震から26年が経過しました。あれ以降、八峰町では人災を伴う大きな災害の発生はありませんが、ご指摘の主旨は町が災害に鈍感になっているというものです。八峰町になって4年目、毎年のように山での遭難や火災、最近では水害などが起きております。

ご存じのとおり町の国民保護計画が平成19年に、そして町の防災計画と水防計画が昨年できました。これらの計画に沿って、それぞれ有事に備える体制が決められており、町の操法大会までの1カ月間の消防技術の訓練、あるいは地域での防災訓練などでも水防訓練なども含めて訓練を実施しております。山や海の遭難についても、早い段階でのヘリや巡視艇の導入を行うなどによって人命の救出に当たっているところです。

また、春の北朝鮮からのミサイル騒動に際しても他町村に先駆けて情報提供を行うなど、決してこうした対応にあって町が鈍感であるとは言えないものと思っております。

ご質問の主旨が町民に危機感が薄いということであれば、秋に配布する「暮らしの便利帳」にも防災関連の資料を入れますので、防災意識の高揚に役立つものと思っております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、休憩しますか。ここで休憩をいたします。午後1時より再開いたしますので、ご協力お願いいたします。

午前11時57分 休 憩

午後12時58分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

3番議員、再質問はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほどの町長の答弁に対して、再質問いたしますが、さっき町長が検証するちょうどよい時期と考えているということがおっしゃいました。それはちょうど本当に4年間の区切りとして、よかったのか悪かったのかということをする本当にいい時期だと思いますが、ただ、いろいろと住民の人の意見を聞きますと、やっぱり1対1の合併ですので、どうしても、いや、あそこばかり何かやってる、ここばかり何かやってくれ、おらにはやってけね、これは当然なことだと思います。大きく合併したときはあきらめる、いやあしょうがねえな、おらの方は端っこだからというようなことがありますけれども、町長はずっと行政報告並びにその自治体ごとにいろんな各自治体を回って説明会、意見交換会をやっておりますが、そのときにやっぱりそういう問題も出ているのか、おら方にももうちょっと何かやってけねがとか、そしてまた住民が本当にその合併したんだと、峰浜地区、八森地区が合併して、いやあ本当に頑張っていかなきゃいけないんだと、そういうその盛り上がりはその話し合いの中で町長の体にどう染みていっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、また、前にも私が言いましたが、何かやっぱり合併したんだというようなことで政策ばかりじゃなくて、住民の楽しみ、いろんなイベント、大きな大イベント、例を述べますと大運動会を開いたりね、いろんなことを1回、何周年記念かとしてやった方が今後のためにもよいのじゃないかなという考えを私は持っているんですけども、町長はまたどのように考えているのか。

また、ここに今出席されている課長さんたちは本当に知的、また、優秀な人ばかりで何も言うことがございません。私も見習わなきゃいけない点がいっぱいございますが、ただ、小学生でも中学生でも本当に非常に道路で会えば「こんにちは」、「おはようございます」と、これがすばらしい八峰町の自慢できる一つであります。先ほども第1問でお聞きしましたが、廊下で会っても道路で会ってもこちらから頭を下げなきゃいけない状況が結構ありますので、本来ならば町長の責任じゃなく、これは副町長が職員の裁決するのが条例でも定められておりますし、副町長がしっかりとして教育をしていくべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。



○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 検証の時期であるということについては、そのとおりだと思います。

1対1の合併、あるいはまた大規模合併、いろいろとあります。お話の中で1対1の場合、お互いに綱引きがあってあそこだけという、そういう見方をされるという話もありますけれども、ただ、大合併したところであっても、やっぱりそういう地域的な差というのはそれぞれの合併市の中でも出されておることは間違いありません。したがって、これは我が町だけのそういうものではないと私は思います。したがって、これは当然50年も60年もですね長い歴史をかけて育ってきたその町村でありますから、ここ一、二年の間に一挙にですね、それがもう新しい町に全部意識的にも変えられていくという状況にはやっぱり時間が、そうなるためには時間がかかるんじゃないかなと私は思います。私も常々気をつけているのは、そういうおら方だけ、あそこだけというふうなことにならないようにですね、全体的な政策の中では気をつけながら運営しているつもりですし、今後もそれは必要なことだろうと思いますし、新町になって全体的な新町建設計画があるわけですから、それをもとにしながら、あちらこちらでなくて、八峰町全体という立場でものを考えながらこれからのまちづくりを進めていかなきゃならないというふうに、こう思います。確かに語る会でいろいろ私も出歩きましたけれども、今、石塚さんがおっしゃったような形で合併に対するあっちだこっちだと、こういうような話はあまり聞いたことがございません。もちろん本人を目の前にして言いづらい点もあるのかわかりませんが、いずれ回った中ではそういう問題というのは、あまり出されていないのが実態でございます。

それから、2つ目の合併後ですね住民の楽しみ、イベントやったらと。以前にも一般質問で運動会の提起とかございました。率直に自治会長の会議の場にもかけましたけれども、あまり賛同が得られませんでした。私は今月に入ってからですね、実は水沢地区の運動会と、それから石川地区のフェスティバル、両方とも出させていただきました。非常に地域ですね若い人が中心になって、子供からお年寄りまで参加をしながら本当に盛大なイベントで、これは旧峰浜村の村民運動会のない年にそういうイベントを企画してからずっと続けているそうでございます。私はそういう地域の中でこちらからだけ企画するんじゃなくて地域とかでそういう盛り上がりの中でやるイベントこそ、本当に住民交流と楽しみの中、楽しめるそういうイベントになるんじゃないかなと。そういう

とき、2つに参加して考えてきました。そういう意味で、まず提案でございますからこれからもですね、そういう可能性については我々も考えていかなきゃならないと思いますが、視点としてはそういった住民の手によるですね、そういったイベント、楽しみ方というのが非常に大事ではないかなと思います。

それから、小中学生でも挨拶しているのに役場職員は何だというご指摘でありますけれども、これは何回か議員の皆さん方からご指摘を受けまして、私も課長会議、あるいはまた、特にこの間の飲酒運転をめぐる全体の中でもですね話をしているわけでありましてけれども、それに伴って今、新庁舎のオープンを控えながら今年度に入って3回にわたって職員のマナー研修もやりました。しかし中身をですね今集約していますけれども、参加人数がちょうど開催時期と災害の後処理等が重なりましてちょっと悪かった点もありますので、十分このことはこれも検証しながら、不足であるものについてはこの後もっと補強しなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、さっきの一般質問の中でもこういう石塚さんの方からいろいろ指摘がございましたけれども、もし事例の中でですね、どうしてもこれは直接すぐ言った方がいいという事例がございましたら、私でも副町長でもですね、いつどこでだれがどういう対応でこういう問題があるということですね、私の方にもお寄せいただければと思います。もちろんそういうことを言われてからやるのは遅いわけでございますので、我々としても十分ですね職員に対してマナー研修を含めた今の状況の中で、町民に対する対応の仕方については十分考えていくようにですね指導はしたいと思っています。そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、ほかに質問はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、町長からの答弁をいただきましたが、いろんなことでまずこれが時間がかかるということはわかりました。それで、それを解決するためにはまだまだ先ほど言ったように時間がかかるので、4年間を迎えた後も町長はこの解決策に向けて頑張っていくつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 非常に微妙な質問で……。まず私は、まだまだ任期がございまして、任期の間ですね、今まで言ってきたこと、それから合併に当たっていろいろ決められたことについて精いっぱい頑張っていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員。

○3番（石塚正一君） 1番目の質問はこれで、なかなか答えられないこともあるでしょうから、これでやめます。

それで次の防災についてでございますが、私の記憶が間違っていれば、間違っているということを書いてくれればいいんですけども、よく防災マップ、立派なマップを私も読みました。すばらしいなということが書いてございます。そのとおりやればいいんですが、多分、合併してから避難場所というものは改めてまた住民に知らせていたのかどうかということがちょっと私も曖昧なんですけれども、今、学校が統合して、あとは空き家になったりいろんな箇所があります。前は、はい、こうなれば八森小学校、ここは観海小学校、はい、ここは公民館、ここはこうしなさいというようなことがありましたが、合併していろんな状況が変わった中で、そういうあれが我々にも示したのか住民に示したのか、私そこら辺がわからないので、ちょっとお答え願いたい。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実は、合併後の防災マップはまだ未作成でありまして、今年度作成中でございます。今おっしゃられた避難場所についても、それにまた一緒にですね明示をしながら住民に周知をするということで今段取りを進めておりますので、そういうことをご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） はい、わかりました。それを早めにお願ひしたいと思います。

それで、中部地震以来25年、26年経ちますが、その都度、日にちは5月の26日と決めないで違う日に、今日はここで訓練だ、この次はここだということで個々でやっていますが、やっぱり一つの節目として町全体としてもう一度、学校関係から住民、海にいる人、山にいる人で、被害に遭った人が結構昔、中部地震のときはいたんですからね、やっぱり大がかりな町全体としてやることも今後考えていただきたいと思いますので、そういう今までどおり、あそこの部落でちょこっと、ここは今度はここというんじゃないくて、そういうことは今後考えていくのかどうか答弁をお願いをします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 秋田県でも9月1日に防災訓練、場所を移して毎年かなり大規模な訓練をやっています。しかし、全体的に各町村の場合ですね、その市町村にもよりませんが、ある程度拠点を決めながら、そして身近なところでできるだけ多くの住民が参加していただくという意味合いで地域防災訓練を実施しているところが多いわけでご

ざいます。したがって、大がかりなという今の話ですので、この後またそれも可能なかどうか、それからこれやる場合の体制の構築もなかなかこう大変でございませう。そこから辺の能力の問題等もみんなかみ合わせながら、今までやってきた防災訓練でどこが不足で、そういうものにどう生かしていくかということについてですね少しみんなで検討してみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） どうも答弁ありがとうございます。これで私の質問は終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 私も体、体調少し、というのは歯を治療しておりましてエアーが少し漏れますので大変聞き苦しいと思ひますが、よろしくご容赦お願いします。

それでは質問に入りたいと思ひます。

ライフラインの確立をというふうなことで質問いたします。

今年の7月の豪雨は町内各地に多大な被害をもたらしました。特に埴川の氾濫により町道の冠水や決壊により、一部集落が孤立するなどの被害が出ました。一部住民が山道を通って勤めに行ったと聞いておりますが、無事でよかつたなとこう思っております。今後このような事態にならないよう、大沢大信田線の改良整備が必要と思ひますが、町長の考えをお伺いいたします。

第2点目です。農業振興についてでございます。

町の基幹産業の一つである農業は、米価をはじめ青果物の価格が大変下落になって、生産現場ではこのままでは再生産が困難な状況にあります。町長はJAと職員と一緒にトップセールスを行ったと聞いておりますが、その結果や、そしてまた販売戦略やランニングコストなどの指導を含め、今後の生産現場へのでこ入れや助成についてどういふふうにいるかお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今井一政議員のご質問にお答えいたします。

まず、ライフラインの確立についてのご質問であります。7月に2度にわたる梅雨前線豪雨災害が発生し、河川、道路、農業施設及び林道に大きな被害を受け、町道にお

いては、現在も崩落の著しい岩子大槻野線、本館線は車両通行止めの措置を取っております。

ご質問の町道大沢大信田線につきましては、7月18日から19日の豪雨で塙川から溢れ出た河川水が塙と大信田間の町道を横断し、車両が通行できず、大信田地区が一時孤立状態に陥り大変な心配をしたところであります。

大信田地区への交通は塙集落内を通過するこの町道のみで、かねてから災害による集落の孤立を懸念しバイパス道路の整備を計画しておりますが、このたびの災害を省みますと早急に取りかからなければならないものと考えております。

バイパス道路の整備は国土交通省の地域活力基盤創造交付金事業の活用を考えておりますが、事業計画では来年度から測量や実施設計などに着手し、事業量は総延長1,000メートル、車道幅員5.5メートル、総事業費は2億4,000万円と見込んでおります。

このバイパス道路に関しましては、昨年度から塙及び大信田自治会の役員の方々と協議を進めており、このたびの災害を教訓に再度自治会と路線などを協議すると共に、事業がスムーズに推進できるよう道路用地の関係者などへの説明会も開催してまいりたいと考えております。

町道大沢大信田線においては、現在、農業集落排水整備事業による管渠埋設工事や簡易水道の石綿管更新工事が進められており、路面の損傷箇所が多く地域住民の皆様に変ご迷惑をおかけしておりますが、今年度、舗装路面の改良工事を行いますので、今しばらくご辛抱くださるようお願い申し上げます。

次に、農業振興についてお答えいたします。

農産物の販売戦略については、単一農協あるいは一市町村が取り組んでもロットが小さく、輸送効率が悪く、市場評価も得にくい状況にあります。そのため、県では全県3ブロックに分けた広域集出荷体制を確立し県産青果物の有利販売を展開しています。県北地区の農協、市町村、県の振興局が構成員となり、県北地区園芸戦略対策協議会を組織し、県北地区の青果物の生産振興と安定販売を図るため、市場との予約相対販売、直販事業の拡大や消費宣伝活動などを展開しています。

トップセールスもこの協議会の事業の一つで私も初めて参加させていただきました。8月3日、4日の両日、県北地区のJA組合長や市町村長など30人が参加し、東京の青果市場や大型量販店で試食キャンペーンなどを行い、県北産のミョウガやシイタケ、トマトなどの農産物を消費者にアピールしました。

今後もこのような販売促進活動に J A と共に参加し、本町産の農産物の有利販売に努めたいと思います。

次に、ランニングコストについてですが、ビニールハウスなどの農業生産施設の光熱水費や燃料費、肥料、農業資材費のことだと思いましたが、平成20年度に原油や肥料が高騰した際に国では肥料・燃油高騰対応緊急対策が実施され、本町でも原油高騰対策施設園芸緊急支援事業に取り組み、菌床シイタケ栽培農家8名に124万円の補助金を支給しました。また、J A でも肥料高騰緊急対策事業に取り組み、化学肥料の購入費の一部助成の手続きを進めているほか、J A 単独事業で水稻種子購入費の一部を助成しました。

町では、今後もこのような事業があれば J A と連携し、農家に周知を図り支援したいと考えています。

また、認定農業者を対象とした運転資金の低利な融資制度もあります。これは農業経営改善促進資金で、種苗代や肥料代、消耗品の購入費に充てることができます。町では、農家からの運転資金等の相談があればこの資金の利用を勧めることにしています。

また、町では基幹産業の農業振興を図るため、国の交付金・補助事業では中山間地域等直接支払交付金事業のほか、農地・水・環境向上対策事業、担い手アクションサポート事業などに取り組んでいます。

また、県単独事業の農業夢プラン応援事業では、認定農業者を対象に農業機械の購入費やビニールハウスの設置費などの助成を行っているほか、秋田県園芸作物価格補償事業の負担金の一部拠出などを行っています。国や県の補助事業のほか、町単独事業を設けて農家に対する支援事業も行っています。

平成19年度に八峰町担い手育成応援事業を創設し、機械・施設導入のハード面で担い手に助成措置を、今年度は町単農業農村整備事業を創設し、農道や農業施設の整備に対しても助成措置を講じております。

さらに、今年度、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事業で、J A が行うソバ用乾燥施設の整備事業と培養センターが行う屋根の葺き替えや空調設備の更新事業に対しても助成することになっています。

今後国・県の補助事業、町単事業を活用して農業振興を図ると共に、新政権の中心を担う民主党が、農産物の生産費と販売価格の差額を農家に支給する戸別所得補償制度をマニフェストに掲げており、今後、国から具体的な取り組みについて示されると思いますので、情報収集に努めたいと考えております。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、再質問はありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 1点目のライフラインの確立の件ですが、答弁の中に2億4,000万円ほどの予算をしたいというふうな話でしたが、これについての路線の部分に対して自治会長等の説明なり何なりというふうな答弁でございましたが、最初の質問のように埧川の堤防の氾濫。基本的に災害というのは、あそこそのものはもういくら河川の浚排をやっても堤防そのものが低いのではないか。そして川そのものもあまりに曲がりくねった部分で、これは県事業に、また国の事業になるのかもしれませんが、やっぱり河川改修の部分が大きな一つだと思っております。しかしながら、今日のあたりに来ている河川の堤防のかさ上げはやはりしないとだめでしょうと、私自身はそう思っております。そういった中で、ちまたの話では堤防を町道にと、いわゆるバイパスというふうな部分の構想もあるように聞いておりますが、そういった場合に非常に河川のかさ上げ含めて町道云々くんぬんというのは果たしてそれが可能なのか。その点についてをひとつお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今おっしゃいましたように7月の18、19日の河川災害はかなり大規模なものでありました。したがって、この改修については今県の方で災害で改修をするという方向で今進めておりますので、それはそれとして県の方をお願いをしたいと思います。全面的な埧川の改修そのものについても、今後、町としても県の方にですね、もう少し見直しをかけながらやっていただくように我々として要望を出したいなとは思っています。それとあわせながら、実は今回の災害前の話でこのバイパスの件が進んでおりましたので、今おっしゃったような路線の関係はですね、現状、今、自治会等の役員の方々と話した路線でいいのかどうか、もう一回この点はですね見直しをかけていきたいというふうに考えています。ただ、あくまでも路線の場合はですね関係する地権者の協力が一番大事でございますので、せっかくいい路線を決めようとしても地権者の協力が得られないとできないことですので、そこら辺は地元の方でもよろしくご協力の方をお願いしたいし、早晚もう一度自治会の皆さんとお話し合いをしながら、昨年までの検討した路線でいいのかは見直しをしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、質問はありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） それでは2番目の農業振興についてでございます。町長の答弁の中に広域的な販売戦略というふうな考えであると。それはそれとして大変結構でござい

ますが、しかしながら販売戦略でございますのでロットの小さい大きいの問題点もあると思いますが、八峰町においてもロットの多い作物もあるわけでございます。そういった作物のロットの取れている作物の戦略、こういうふうなものに対していわゆるその経費の節減というふうな部分をお伺いしているわけでございますので、何かこうわかりにくいですか。というのは、菌床シイタケは一つの作物でございます。これはもうロット的によその県にも負けないくらいの量がございまして、その販売戦略、そしてランニングコスト、いわゆる槽（ほだ）代の、これは町長が社長もやっている会社でございますけれども、そういった部分に対する努力をもっともっと謙虚に示してもらいたいというふうな部分がありますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの答えの中で県北の効率的な販売についてのお話だけしましたけれども、実はその前にですね一度JAの皆さんと菌床シイタケの一番販売していただいている横浜の青果、それから東京の青果物の市場を2つですね、私も1回も行ったことなかったんでお願い方々一緒に行ってまいりました。その経過を細々は言いませんけれども、いずれ品質管理とかですね、そういうものが向こうからの要望として出されていますので、この後の栽培者に対する管理の中でその点は生かしていきたいなど。もちろん私だけでなくJAも一緒に行っておりますので、この菌床シイタケそのものに対する秋田やまもとに占める位置づけというのは、青果物の中でも約半分がこの菌床シイタケでございますので、非常に大きな位置を占めています。そういう意味では、さらに拡大していくという方向性を取っておりますので、私としてもこの点はかなり大事な課題だと思っています。

今おっしゃったように、確かに経費節減とかという個々の扱いについては去年の原油高騰の折りの支援等がございましたけれども、今回、例えば菌床シイタケの設備投資によくかかるものをですね町で支援をしながらやっていくという、そういう側面からの支援策をやっていますし、それから今おっしゃられたように峰浜培養の社長が私自身やっているわけですので、今ご指摘を受けたような点についてはこの後十分会社の内部でもですね検討していきたいというふうに思っています。

いずれ、これまで私も市場の関係者との話し合いも十分してこなかったということもありますので、機会をみてですね、この後さらにそういった八峰町としての作物の販売についても力を尽くして頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。



○議長（阿部栄悦君） ほかに質問はありませんか。

○4番（今井一政君） 終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで4番議員の一般質問を終了します。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い一般質問を行います。2点について町長のお考えをお尋ねをいたします。

まず、移送サービスは要綱に沿った支援をについてお尋ねをいたします。

3月議会で移送サービスについて一般質問をした際に、移送サービスは町村合併に伴い八森で行ってきた事業を継続する旨、縷々伺ってきました。その際、移送サービスを立ち上げた当初、介護1であった介護の見直しがありまして要支援1になったことで実施要綱に当てはまらなくなったことも伺いました。要綱にあるとおり、要支援1・2は打ち切られました。44人の利用者の半分を削減しましたが、その中には要綱に当てはまる介護1・2・3・4の人たちも拒否されていました。どうして拒否されたのか本人や家族が交渉を行っても、はっきりした理由を聞くことができませんでした。ある方は、これは窓口で電話での対応なんですけれども、峰浜でやっていなかった事業なので、これはだんだん減らしていく方向だと介護4の人に話しています。当人には全く合点がいらず、現在、車いすの生活を日常している介護者にしてみれば、車は唯一息子が持っていますけれども、息子に仕事を休んで病院に連れていってくれということはず、本当に現在も困っております。要綱には介護1以上であること、身体障害者程度2級以上の条件を満たし、税の減免を受けていない40歳以上で、サービス内容は医療機関への通院及び入退院、福祉制度の利用、申請のための医療機関及び公的機関に赴く場合としています。この事業の運行範囲は、原則として町内及び能代市内としています。申請は代行できるとして、申請者の親族、地域包括センター、福祉協議会となっています。

そこでお尋ねをいたします。JAが行っている移送サービスは地域包括センターが委託しているのでしょうか。現在はJA、社会福祉協議会が行っていると思います。要綱にあるとおり、申請者の親族が申請を許可されるとこれができるということでしょうか。この点も非常に曖昧になっているのではないかと思います。

また、対象条件を満たしているかどうかは、高齢者調整会議等においてサービス提供を必要と判断された者としてあります。

そこでお尋ねをします。4月から利用できなくなりますと通告したのは何月ごろのこ

とでしょうか。利用者からは1月か2月ころではないかと言われますが、通知をいただいて皆さんは、さあ大変だ、4月からどうしようと路頭に迷っていましたが、社協のヘルパーさんは1年前からわかっていたことだという話もあります。要綱には高齢者サービス調整会議等の「等」とありますが、まず「等」とは何を指すのか。また、調整会議のメンバーについてお答えをお願いします。ここで話されること、何を基準にして要綱に該当しないながらも利用していた人達を利用拒否したのか、この点の説明もお願いします。

3月の一般質問の答弁に、何回か「今回該当しなかった方につきましても、状況の変化があった場合には申し出てくだされば高齢者サービス会議において審査しながら判断します」という答弁をいただきました。困り果てて何人か窓口や直接事情を訴えていますが、申請し直してくださいという対応をしていますでしょうか。また、新たな申請者は発生していますか。

財源問題があると思いますが、予算は昨年度と同じ金額を組んでいます。現在の執行状況はいかかなもののでしょうか。介護保険包括支援費に移送サービス240万円が事業費計上されていますが、本人負担が120万円差し引いて町負担は120万円です。介護保険包括支援に経費がかかりすぎているのでしょうか。どうしても削減しなくてはならないこの理由もお聞かせ願いたいと思います。

20年度の決算で決算委員会の報告を拝見いたしますと、基金6,600万円で昨年度よりも、その前年度ですね、前年度よりも1,000万円以上増えています。介護の認定された高齢者にとって病院に行くことは命を繋げることです。この事業は町内、能代市でも利用できることになっています。町内に3診療所がありますが、利用すればいいのですが、どうしても能代の総合病院にかからなくてはならない人もいるわけです。高齢者が周りに迷惑をかけないで安心してながらえたいというのは、皆さん口々同じ気持ちでおります。特に一人暮らしの高齢者の皆様は並々ならぬ気を使って健康の維持に気をつけています。新聞の報道では、八峰町は高齢化率がまた増しました。町長は移送サービスを要綱に見合う人たちさえ拒否することについて何か別のお考えがあつてのことなのでしょうか。高齢者支援をどのように考えておられるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、2問目について質問をいたします。非核宣言の町として広島の集会を若い世代に体験させないかについてお尋ねをいたします。

「核をつくらず、持たず、持ち込ませず」、非核三原則を八峰町で宣言してからちょうど1年が経ちます。八峰町では新庁舎に非核宣言のモニュメントは近々完成することでしょうが、今一步踏み込んで、若者に平和を伝える行動を起こしてはいかがでしょうか。8月6日と9日は広島・長崎に原爆が投下されて64年になりました。広島・長崎の世界大会では、2度も原爆を投下され忌まわしい経験をした日本が核兵器のない平和な世界をと、世界に平和を訴え、賛同した国々たちの人たちが集まり平和的な集会を行われておりました。これはどなたでも参加ができます。先ごろ、アメリカのオバマ大統領がプラハで「核兵器のない平和な世界を」の演説は、原爆を投下した国でもあり、大国の大統領とあって全世界から大きな波紋を呼びました。広島や長崎の市民からは、ぜひ訪れてほしいと歓迎のオバマコールが報道されていました。非核宣言の八峰から若者に広島記念式典や世界大会、原爆資料館、被爆者の生の語りを身をもって体験させることは、次世代に平和の大切さを伝える大事な仕事だと思います。

能代市では8月6日8時15分、8月9日11時45分に、広島・長崎に原爆投下された時間にサイレンを鳴らしています。また、宮崎県都城市では、市長や市議会議長らが呼びかけ人となって核廃絶の署名運動に取り組んでいます。きっかけは、やはりオバマ大統領の「核兵器のない世界を」の演説を受けてのことでした。このようなことを踏まえて町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員の質問にお答えいたします。

移送サービスの要綱に沿った支援をのご質問についてお答えいたします。

移送サービスは、八峰町外出支援サービス事業実施要綱に基づき運用しているところですが、利用できる方については、要綱第3条に規定する、要介護1以上で下肢に障害がある者、体幹・下肢及び視覚の障害を事由として身体障害者程度等級が2以上の者などの中から、要綱第4条に規定する、町や包括支援センター、社会福祉協議会等の職員で構成されています高齢者サービス調整会議において、要介護認定資料や同居家族等の有無などからサービス提供の必要性を総合的に検討・判断されているものです。

サービス調整会議での判断基準につきましては、いろんなケースについてその必要性を検討した結果、「家族で車を所有し、送迎可能な者がいる場合」、「不定期に利用するなどはっきりとした目的がない」、あるいは「何らかの障害等を有するが、日常生活

はほぼ自立し独力で外出する」方については、サービス提供が困難と判断をしてきているところです。

しかしながら、ここ数年来の厳しい雇用情勢等もあり柔軟な対応も必要であるとの判断から、サービス調整会議での判断基準のうち、「家族で車を所有し、送迎可能な者がいる場合」については一律に判断するのではなく、「家族等が仕事をして日中には家がない。このため、送迎のためには仕事を休まないといけない」などの個別事情も考慮し、サービス提供の必要性があると判断した場合にはサービス提供を認めることに改めるよう指導したいと考えております。

移送サービスについては、4月以降の新たな申し込みの状況ですが、申請された方は3名で、いずれもサービス提供を許可しております。

また、4月から8月までの予算の執行率につきましては、予算額240万円に対し23万3,000円と約10%となっております。

なお、一人暮らしの高齢者の方などが病院へ通院する対策とのことですが、基本的には健常者の方などは本人の対応になるかと考えておりますが、本人対応が困難な方についてはどのような支援が考えられるか、今後検討していかなければならないと考えております。

次に、非核宣言の町の取り扱いについてであります。

今年1月のアメリカのオバマ大統領の就任式で核軍縮に努力するという演説がなされ、春以降、米ロ首脳会談でも新たな核軍縮交渉が始まるなど世界の核軍縮に与えた影響は大きく、核廃絶の世論が高まったところであります。

とりわけ我が国は世界で唯一被爆国であり、その動きについては広島や長崎から歓迎の声が上がったことは言うまでもありませんが、私も世界から核が廃絶されることを願う一人であります。

当町においても昨年の9月議会において、議会と町との連名で非核平和の町を宣言しました。

ご質問にもありましたが、非核宣言の町の看板は13日の新庁舎の落成式に合わせて設置することにしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

さて、議員ご提案のとおり平和の大切さを後世に引き継ぐことは大切なことでもあります。戦後64年経過し、戦争の知らない世代が3分の2となり、平和を享受している現状の中で二度と戦争を起こさないような意識を高めていくことは一朝一夕にできることで

はありませんが、様々な機会に一人一人が平和の尊さを啓蒙していくことが大切であると考えています。

特に、あの大戦に進んでいく背景にある大きな問題は、戦争を正当化する教育にあったのではないかと私は思います。その意味で、現在の学校で行っている平和教育は、原爆も含めて戦争の悲惨さについて教えていることは事実であり、小さいときから平和の意味を伝えていくことが最も大きな力になるものと思います。

町としては、今直ちに青少年を広島に派遣することは考えておりませんが、例えば、これまで4年連続行われている遺族会主催の映写会に家族と参加することも一つの学習になるものと思います。また、我が町の戦争体験者がまとめた記録も素材になるものと思います。

いずれにしても、義務教育を担う我が町としては被爆地での見聞は大変意義あることであることは否定いたしません。現在の教育課程の中で十分足りていると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今、町長のお話を、答弁を聞きまして、これをすぐ廃止する方向にはないのではないかとちょっと気持ちがいたしました。というのはですね、これを拒否された方、真っ先に電話で問い合わせた場合に、これは合併時に峰浜になかった事業であって八森にしかない事業だったので、これはもうやらない方向に行くんだというふうなことをまず告げられたということです。どうしてこういうふうなことになったのか。これは非常に問題な発言だと思うんです。合併時のすり合わせ事項で、長年、長時間時間をかけて両町村にないものをどちらの方に何を組み入れるかというふうなことで私たちも参加してきたのに、この担当課の方からこのような発言がされたっていうことについて、まず憤りを覚えました。そして、この点がこの場で終われば何ということを行うのであろうかということなんですけれども、やはりこれで町長ともいろいろ懇談をして面談をしましたが、中にはいくら話をしても納得がいかない、どう考えても介護3とか介護4とか、当然利用してしかるべき要綱に沿っている人たちがなぜ切られたのか。今、車のことについてはちょっと前向きな話がありましたけれども、先回の3月議会でも実情を訴えましたので、あえてまた言いませんけれども、これがですね、どうしてもやっぱり利用者には納得がいかない、また担当課と話しした際に、これもまた大変重要な発言があったんですが、これは廃止する方向にあるということでした。

そして、どうしてそのようなことを言われるのか本当に会った人も怒りを感じたんですけれども、そして、あなたの家には同居者、若い人がいるので、どうしても利用してほしいからその若い人たちと別居しなさいというふうなことまで言われています。今、高齢化率がどんどん叫ばれて少しでも町内に若い人たちがいて活気ある、子供を抱えて活気ある生活をしているのに、この人たちが仕事の近くの能代の方に移れということであれば、これは大変な問題だと思います。こういうふうなことがどうしてこんなに一貫して言われるのか。これはやはり町長の考え方として、八森と峰浜のこのすり合わせ事項が一致しなかったということが根拠にあるのかなということでは私には納得ができませんでした。本当にこういうことを考えておられるのか、まず一つお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） これはですね、移送サービスの件については、合併協議の中で決められたものがこのまま今来ています。ただ、八森地区と峰浜地区とサービス内容が違っていましたので、この移送サービスを提供するに当たって経過的な措置の中で、八森は旧来どおりの運用をしてきましたけれども、今年度から新しいものに切りかえたと、そういうことで利用者についてもお願いをしたということです。ただ、見上さんおっしゃるように移送サービスそのものを廃止すると言ったことは一度もございません。勘違いしないでいただきたいと思います。この点はだれも申し上げておりませんので、移送サービスそのものについての継続はします。ただ中身でいろいろ指摘されてる点もありますので、この問題についての必要性については我々としても検討できるものは検討していくと。その一つが、今回、サービス調整会議の一つの判断になってあった同居者云々の車の送迎の件については、もう少し深くやっぱり家庭の事情も斟酌しながらやった方がいいだろうということで、そういう解釈で対象になる人については、これは実施する方向で指導したいということで考えていますので、そういう廃止をするということでは一言も話をしていません。

それから、これの対象になるために別居しなさいと、そういうことをですね町の方から言うはずもございませんので、それは誤解だと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。14番。

○14番（見上政子君） 担当課とのすれ違いがあると思うんですけれども、話し合った本人はそのような感想を持たれるような、30分くらい話をしたというんですけれども、30分、担当課と話しして話ししてどうしても理解が、切られた理解が得られなくて最終

的に言われたことはそのようなことであるということ、町長の方では言った覚えはないとは思いますが、考え方として廃止する方向ではないということを知り、一つ安心をしました。

そこでですね、この介護保険の包括支援センター費ですけれども、先ほども言いましたけれども基金として6,000万円くらい、現在、20年度の決算の報告書には載られていますけれども、この枠内ですね、これをどうのこうのというわけじゃないんですけれども、どうして現在、車がある無し、その実情をどのくらい、車の実情を調べたのかわかりませんが、車があるということだけで切られたと思うんですが、本当にその実情を調べもしないで切ってしまったということに対しては、本当に切られた人たちは不安に思っております。現在、要支援1・2の人たちも今の倍ですね、120万円の、240万円のお金で要支援1・2の人たちも利用できる、こういうふうなことで、もう一度考え直していただけないかということとですね、先ほど執行状態がどのようになっているのかというふうなことで、10%しか進んでいないということですよ。6カ月経っているんですけれども、この10%しか進んでないということも非常に進み具合が悪いのではないかと思います、その点、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず先ほども申し上げましたけれども、サービス調整会議の中で同居家族の中で車を運転できる人がいれば、従来ですと、これは調整会議の中で一律に持っている人はだめですという対応をしてきたのは事実であります。というのは、調整会議でも一応の線引きがないとなかなか難しいという話もありまして、そういうふうな運用をしてきたようでございます。ただし、今やっぱりいろんな家庭の事情がございますので、やっぱり一律に門前払いをするような方向ではちょっと不備があるんじゃないかということで、この点についてはもう少し家庭の事情を斟酌しながら、必要であればやっぱり認めていくという方向にした方がいいということで、これは調整会議の方に私の方から指導したいというふうに思っていますので、これまで、ただ車がある同居者がいるからということで一律にだめだと言ってきたものについては、申請あればですね家庭の事情、そこら辺を考慮しながら私の方でも判定するように調整会議の方に諮っていきたいと思っています。

それから、従来やっぱりこの車の関係でですね、いろいろやりとりしてきたのは、やっぱりいろんなケースがございますけれども、まず本人が健康体で自分の生活ができ

れば自分でやっぱり頑張っていく。そして自分の自力でできなければ、やっぱり周りみんなで支え合いながら助け合っていくという、そういうことが2番目に必要でないかと。それでもなおかつやっぱりどうしてもその範囲ではできないというものについては公的な立場で支援していくと、こういう方向がですね、この問題に限らずやっぱり正しい方向ではないかなと私は思います。したがって、そういう意味で、これを拡大してですね、今条件を加味することによってどの程度増えていくのか、これはまだ私の方でも試算はしていませんけれども、それに伴って当然人数的には増えていくだろうし、金の面でもこれはかかっていくことになるだろうというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 要支援1・2の人たちで能代駅の階段を上ることができないとか、それから八森の階段、駅の段階、これも上ることができない、ホームを越えて歩くということも大変危険なことですけれども、これを打ち切られたことで皆さんやはりお願いしているところはお願いしています。お願いしているんですけども、病院というのは定期的に2週間置きとか1カ月に2回とか限られています。女性の場合はですね、ほとんどがお嫁さんに来た人で、遠方からお嫁さんに来た場合、親族とか身内とか高齢者の一人暮らしの場合はほとんど親戚が近くにいないという人もいますよね。この辺はやはりよく考慮してもらいたいと思います。地元に住んで地元で結婚している人であれば周辺にいろいろおられるでしょうけれども、やはり女性の場合、遠方から来ている、そして遠方から来ている人たちがここで頑張って八森で暮らしていこうというふうな思いをしているのに、やはり助けの手を差し伸べていくのが行政のあり方ではないかなと思います。周りで助け合い支え合うことも非常に結構なんですけれども、頻繁にやはり頼むことは本当にお互い心苦しいということもあるということを考えてもらいたいと思います。

それとですね、このことはこれでまず終わりたいと思います。

次に、平和の問題についてですけれども、八峰町として平和宣言をしてからモニュメントが落成式のときに拝見できるということで、これも楽しみにしているんですけども、一步踏み込んだ平和教育といいますか、若い世代に平和を伝えていくこの大事なことは日本しかできないことでありまして、これをやっぱり代々伝えていかななくてはいけない大事なことだと思います。学校で平和教育とか遺族会の映写会とか、これは各自いろんなところで行われていますけれども、ただ被爆を体験するといいますか、広島の実



態、資料館もそうですけれども、広島の実態をやっぱり積極的に伝えていく、こういうことも大事なことだと思います。学校教育の中でどのくらい非核の教育をしているのか、被爆者の体験を踏まえた教育をしているのかどうなのかわかりませんが、ここでもう一つ踏み込んだやっぱり町としての何かできないか。例えば、能代市の場合はサイレンを鳴らしたり、都城市では先ほど言いましたようなことを行っております。何かささいなことでもいいですから、この被爆ということに関して何か町長はお考えないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ唯一の被爆国として子供には非常に大事な問題だということとは認識をしておりますし、提案されたような中身で広島に派遣して資料館を見せたり、集会に出させたり、あるいはまた体験を聞くというのもこれはいいわけですが、やっぱりごく限られた人でなくて、やっぱり我々自体もですね、みずから、子供もおります、孫もおるわけです。周りからそういうものを少しずつ拡大をしていくということが非常に大事ではないかなと思っています。例えば学校でやっぱりそういうお話があったときですね家庭で話をしていくとか、いろんな方法が考えられると思いますので、まず今の段階です、そういうやれるものをみんなでやっぱりいこうということが非常に大事ではないかなと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 今やれることをやる。何をやるのかちょっとわかりませんが、まずこれから時間をかけてぜひ考えてもらいたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は9月17日午後1時を予定しておりますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでした。

---

午後 2時04分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成21年9月17日（木曜日）

議事日程第3号

平成21年9月17日（木曜日）午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第114号 平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第115号 平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第116号 平成20年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第117号 平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第118号 平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第119号 平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第120号 平成20年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第121号 平成20年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第122号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第123号 平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第124号 平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第125号 平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第14 議案第126号 平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第127号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第16 発議第 7号 八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 陳情第 3号 JR不採用問題の早期解決を求める陳情書
- 第18 発議第 8号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について
- 第19 陳情第 5号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について
- 第20 発議第 9号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について
- 第21 陳情第 8号 教育予算の拡充を求める意見書採択のための陳情書
- 第22 陳情第 9号 豪雨による災害復旧（岩子堰）について
- 第23 陳情第 10号 国民健康保険税の納付回数に関する陳情書
- 第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫	副町長 佐々木正憲
教育長 千葉良一	会計課長 伊藤 進
総務課長 嶋津宣美	企画財政課長 米森昭一

福祉保健課長	佐々木	充	管財課長	伊勢	均
税務課長	小林	孝一	生涯学習課長	齊藤	英市郎
産業振興課長	須藤	徳雄	農業振興課長	松森	尚文
建設課長	武田	武	幼児保育課長	加賀谷	敏一
農業委員会事務局長	小林	慶範	学校教育課長	辻	正英
学校給食センター所長	木村	学	峰浜町民サービス課長	金平	嘉孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午後 2時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月9日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた日程第2、議案第114号、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第126号、平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いたします。

これより、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長菊地 薫君。

○決算特別委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月9日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月11日・14日及び15日の3日間にわたり分科会を、並びに16日及び本日の2日間、全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第114号、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び議案第115号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、議案第116号、平成20年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算は全会一致で、議案第117号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算及び議案第118号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は賛成多数で、それぞれ認定すべきものと決定しました。

また、議案第119号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算、議案第120号、平成20年度八峰町基川財産区特別会計歳入歳出決算、議案第121号、平成20年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算、議案第122号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第123号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第124号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第125号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに議案第126号、平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算の8特別会計は、全会一致でそれぞれ認定すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

なお、決算特別委員会から平成20年度決算に関する付帯意見を、本日、文書にて議長及び町長あてに提出いたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 日程第2、議案第114号、平成20年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 一般会計について反対をいたします。

というのは、町税の不納欠損が241万9,125円あります。これに対する対策が見られませんでした。これをもっと減免申請を受けるとか、緩和するとか、こういうことが考えられるのではないのでしょうか。

それと、私は予算の中であわび祭について反対をしてきました。

猿害対策について抜本的な施策が見られませんでした。

こういうことについて私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案について委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第114号は認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第115号、平成20年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この国保会計について私は反対をいたします。

やはり同じく不納欠損が228万8,209円あります。国保税が払えない世帯には30世帯に資格証明書が発行されています。今、インフルエンザとかがんの予防が盛んに委員会の中でも審議されてきました。この人たちの保険証はどのようになるのか、また、国保税を払いたくとも払えない、こういう世帯に対する減免申請に対する運動が守る会の中でも行われてきましたけれども、なかなかこれを受けてもらえません。228万8,000円、これが不納欠損と出ていることに対して非常に矛盾があると思います。この点で私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案について委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第115号は認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第116号、平成20年度八峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とすべきもの  
あります。

お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は認定する  
ことに決定いたしました。

日程第5、議案第117号、平成20年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算  
認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) やはり不納欠損について74万円ほどあります。また、普通徴収  
の未納者が非常に多くなっています。これは料金が高いことが伺われますけれども、こ  
の人たちは将来、介護を受けられない、こういう人たちもかなり増えてくると思  
います。それと不用額も非常に多く、町単独事業をもっと増やして充実させるべき  
ではないかと思  
いますので、これに反対をいたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とする  
ものです。本案について委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願  
います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立多数。したがって、議案第117号は認定する  
ことに決定いたしました。

日程第6、議案第118号、平成20年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) この会計に私は反対をいたします。



この制度そのものに非常に問題があり、無年金者からも料金を取るという制度であります。また、後期高齢で国保から抜けたにしても、この国保の料金が前よりも安くなってはいません。高くなっています。1世帯当たり国保料金と後期高齢の世帯を合わせると、非常に前より値上がりしているというのが実態ではないでしょうか。私はこの制度という、この会計に反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案について委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、議案第118号は認定することに決定いたしました。

お諮りします。日程第7、議案第119号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第120号、平成20年度八峰町埴川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第121号、平成20年度八峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第122号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第123号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第124号、平成20年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第125号、平成20年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第126号、平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第119号、平成20年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第126号、平成20年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第119号から議案第126号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。

お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第119号から議案第126号は認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成20年度歳入歳出決算認定にかかわる議題については、すべて認定されました。

日程第15、議案第127号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第127号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてをご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜沼田字家ノ下101番地 1

氏 名 小 林 信 夫（昭和26年3月4日生）

提案理由でございますけれども、八峰町沢目財産区管理委員の小林信夫氏が平成21年9月21日で任期満了となることから、その後任として関係地区に推薦を求めたところ、小林信夫氏の推薦があったものであります。

小林信夫氏は、財産区管理会の運営や基本原則等を承知し、委員として十二分に任務を果たされる方でございますので、適任と考えますので、どうかご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第127号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第127号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、会議規則第86条の規定により、簡易票決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第127号は原案のとおり同意されました。

日程第16、発議第7号、八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議会事務局長に説明させる前に、議会運営委員長より八峰町議会議員の定数等に関する議会全員協議会の経緯と結果について発言を求められておりますので、これを許可します。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(木藤 實君) 議会運営委員長の木藤でございます。

八峰町議会議員の定数等に関する全員協議会における協議結果と、これに基づく条例改正の提案までの経緯についてご報告いたします。

八峰町議会では、本年1月28日に開催された議員懇談会で決定された議員の定数と報酬についての考え方と方向性を検討するとの合意事項に基づき、3月2日、その1回目の会議を八森庁舎で開催いたしました。その会議では、名称を「八峰町議会議員の定数等に関する全員協議会」とする。会議の構成は全員とする。9月定例会に条例改正案を提出する。及び今後のスケジュール等を決定いたしました。

また、3月23日に八森庁舎で開催された2回目の協議会では、定数及び報酬に関する議員個々の考え方を述べていただき、定数に関しては「現行どおり」が3名、「1名削減」が1名、「2名削減」が10名、「4名削減」が2名という結果となり、また、報酬に関しては「現行どおり」が10名、「定数減の場合、現行どおり」が1名、「報酬審議会に委ねる」が2名、「5～10%削減」が1名、「期間限定で削減」が1名、「期末手当の削減」が1名という結果となりました。

その後、考え方や今後のスケジュールについて再確認するため、八森庁舎で開催した7月14日の協議会では、多くの議員から、これ以上意見を交換しても結果は同じであり、

決をとるべきではないかとの意見が出され、入院で欠席していた鈴木議員を省く15名で採決した結果、定数については、現行に賛成が2名、2名削減に賛成が13名、現行の定数16から2名削減の定数14名で本会議に条例改正案を提出することにいたしました。

また、報酬に関しては、今後の経済情勢や人事院勧告等の動向を注意深く見守る必要があることから、全会一致で見送ることといたしました。

ご承知のように新町の議員定数や報酬についての合併協議会では、さまざまなご意見が交わされ、紆余曲折を経て定数については16名、報酬は額の少ない旧八森町に準ずることとなった経緯があります。今のところ地方議員の議員定数についての理論的根拠、あるべき基準が示されておらず、削減によって浮く金額にばかり目を奪われています。安易な定数削減は住民意思の反映機能の低下を招く危険性をはらんでいると言えます。

今回の条例改正は、現下の経済情勢にかんがみ、定数2名削減を提案することとなりましたが、今後の議員定数に関する検討に当たっては、単なる経費節減の面からでなく、地方分権時代に対応した議会の役割、議会運営のあり方等、トータル的に検討する中で定数削減によるメリット、デメリットを十分検討し、議員報酬等も含めて住民とともに考えていく必要があることを申し述べ、3回にわたって開催された八峰町議会議員の定数等に関する議会全員協議会における協議結果と条例改正の提案に至るまでの経過と考え方についてご報告いたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 本議案の内容について、議会事務局長に説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第7号

平成21年9月17日

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤 實
賛成者	同 上	丸 山 あつ子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	福 司 憲 友
〃	〃	須 藤 正 人

八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

提案の理由でございますが、ただいま木藤議会運営委員長から八峰町議会議員の定数等に関する全員協議会における協議結果と、これに基づく条例改正の提案までの経過についてご報告がなされました。

この3回にわたる協議を踏まえ、昨今の地方自治体を取り巻く環境、状況並びに地域の経済情勢等にかんがみ、当町の議会議員の定数を、現行の16名から2名削減し14名に改めようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

次のページを見ていただきたいと思います。

#### 八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附則

この条例は、交付の日から施行し、次の選挙から適用する。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は全協の中で最初から今の16人をこのまま維持するべきだということで主張してまいりました。というのは、議員はやはり町民の民意を反映する唯一の機会であります。これを少なくすることで民意が狭められてしまいます。また、常任委員会での討論も今の5人体制からこれ以上少なくすることによって、討論の中身も深くないのではないかと思います。そういう意味でも今の16人を、これを維持するべきだと思いますので反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

現下の社会情勢、さらには八峰町の経済の状況、また、合併当時の八峰町の人口、現在はまた大幅に人口が減っております。そうした状況を考えるとき、この2名削減の14名は妥当であると考え、賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立多数であります。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第3号、JR不採用問題の早期解決を求める陳情書を議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務常任委員長。菊地 薫君。

○総務常任委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

平成21年6月議会定例会において総務常任委員会に付託となっていた陳情第3号、JR不採用問題の早期解決を求める陳情書に関する審査の経緯と結果について、ご報告いたします。

本委員会では、去る8月7日、委員長以下4名出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

本陳情書は、国鉄労働組合秋田地方本部から提出されたものでありますが、この問題は発生から既に21年も経過したことから、負の遺産ともいふべき問題をこれ以上引きずってはならないとのことから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長(阿部栄悦君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号については、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

日程第18、発議第8号、J R不採用問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第8号

平成21年9月17日

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦 様

提出者	八峰町議会議員	菊 地 薫
賛成者	同 上	丸 山 あつ子
	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	木 藤 實
〃	〃	須 藤 正 人

J R不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について  
標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。  
提案の理由でございます。

陳情第3号、J R不採用問題の早期解決を求める陳情書を採択する旨決定したので、  
関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書については朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、陳情第5号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請についてを議題とします。

総務常任委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 薫） ご報告いたします。

平成21年6月議会定例会において総務常任委員会に付託となっていた、陳情第5号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める陳情書に関する審査の経緯と結果についてご報告いたします。

本委員会では、さる8月7日、委員長以下4名出席のもとに会議を開催し、慎重に審査をいたしました。

本陳情書は、秋田県平和委員会から提出されたものでありますが、この中で問題となっている日米地位協定にかかわる裁判権放棄の日米密約については、政府の公式見解と相違していると言われているものの、国防上、日米安全保障条約における対等の立場を確保する面から、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号については、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

日程第20、発議第9号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。



○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第9号

平成21年9月17日

八峰町議会議長 阿部栄悦様

提出者	八峰町議会議員	菊地 薫
賛成者	同上	丸山 あつ子
〃	〃	芦崎 達美
〃	〃	木藤 實
〃	〃	須藤 正人

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と  
廃棄を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。  
提案の理由でございます。

陳情第5号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める  
意見書の提出について（陳情）を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書  
を提出する必要があるためでございます。

意見書の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可  
決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休 憩

午後 2時49分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第21、陳情第8号、教育予算の拡充を求める意見書採択のための陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮ります。本案は、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第22、陳情第9号、豪雨による災害復旧（岩子堰）についての陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。

お諮りします。陳情第9号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

日程第23、陳情第10号、国民健康保険税の納付回数に関する陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第10号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 私はこの陳情に全面的に賛成をいたします。

というのは、手続上、費用がかかるというふうなことも話し合われましたけれども、かかる費用と、それから不納欠損、滞納額を差し引きますと、これは回数をふやして納めやすいような方法をとった方が、ずっと町のためにもなるし、私たちを含め払いやすい方法になると思いますので、回数をできるだけふやすということで私はこの陳情を全面的に賛成をいたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案について、趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立多数であります。したがって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期、日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおりに閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年9月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 2時57分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一